

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成29年6月8日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成29年6月8日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

ここで、執行部及び議員各位に申し上げます。一般質問中は静粛をお願いします。

○

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、9番池辺己実夫君。

[9番池辺己実夫君登壇]

○9番(池辺己実夫君) 改めて、おはようございます。創政クラブに所属しています池辺己実夫です。よろしく申し上げます。

それでは、質問通告書により一般質問いたします。

既に皆様も御承知のとおり、我が牛久市出身の横綱稀勢の里は、先ごろ行われた3場所連続優勝のかかった5月場所は大変残念ながら途中休場になってしまいましたが、ことし初場所での初優勝、そして過去1年間の勝ち星がトップとなり、横綱に昇進をいたしました。3月の大阪場所においては、13日目の横綱日馬富士との戦いで土俵下に転落し左上腕を負傷したにもかかわらず、15日目の大関照ノ富士戦に勝ち、そして優勝決定戦にもつれ込み見事逆転、2場所連続優勝したことは相撲ファンのみならず日本中が感動と感激に染まったのではないのでしょうか。いまだにそのときの感動と興奮の鮮明な記憶がよみがえってきます。この3月の大阪場所での稀勢の里と照ノ富士との取り組みは、相撲界において一生語り継がれる名勝負と言っても過言ではないはずです。

さて、横綱稀勢の里はすばらしい功績が評価され、茨城県においては県民栄誉賞、当牛久市においては市民栄誉賞に輝きました。また、ことし2月18日には初優勝と横綱昇進を祝うパレードが市内「けやき通り」で開催され、その後行われた市民栄誉賞贈呈式には日本中から約5万人を超える方々がお祝いに駆けつけ、盛大かつ華やかに祝福されました。

それでは、ここで質問であります。牛久市出身の横綱稀勢の里の栄誉を末永くたたえるため、また初場所での横綱に昇進し市内で祝賀パレードを行った「けやき通り」について、例えば「横綱稀勢の里通り」、また「横綱通り」といった道路の呼称の見直しの取り組みはないのでしょうか。まずは、取り組む姿勢があるのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの牛久駅東口の通称「けやき通り」の呼称見直しについてお答えをさせていただきます。

現在の「けやき通り」の愛称は、平成15年に市内の主要な道路に対して親しみやすく、わかりやすく、市民の皆様に愛着を持っていただけるよう愛称を募集し、牛久市道路愛称選定委員会において審査選定の結果決定されたものでございます。

議員御提案の「けやき通り」の呼称見直しにつきましては、「けやき通り」という愛称もようやく市民の皆様に定着してきたところですので、現時点では見直しの予定はございません。しかしながら、今後市内の機運の醸成状況や、稀勢の里関後援会等の関係機関との情報交換等を踏まえながら、愛称の変更については慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 御答弁ありがとうございました。少し残念ですが。

次に、商品の販売における横綱稀勢の里のPR活動及び知名度アップの活動についてであります。既にサンヨー食品においては田子ノ浦部屋監修のカップ麺が発売されており、大好評と聞いております。また、ジャポニカ学習帳においては売り切れが続出し、今現在も入手が困難であると聞いております。この人気を牛久市の商工業に反映させるべく、市役所は商工会と連携を図り、相撲協会から承認を得て、横綱稀勢の里の名前や写真を使用した例えば手提げ袋や包装紙、またシールやポスターを作成すれば、牛久市の知名度アップの推進や商品の販売促進に大きな効果が発揮されると思われませんが、取り組む姿勢はあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 御承知のとおり、力士の名前や写真等の使用には公益財団法人日本相撲協会の許可が必要になります。市が使用している横綱稀勢の里関の名前や写真等に関しても、日本相撲協会に利用の趣旨や目的を申請して許可をいただいております。日本相撲協会からは、名前や写真等を使用する権利使用料が生ずるとともに、田子ノ浦親方と横綱御本人の許可が必要であるとの説明を受けております。

横綱稀勢の里関が19年ぶりに誕生した日本出身横綱であり、今や相撲界の顔として重責を担う立場であることから、名前や写真の使用及び商品化については、日本相撲協会においても今後ますます厳正に審査されるものと推察されます。

議員御提案の横綱の名前や写真の商品への使用、販売促進を目的とした物品の製作につきましては、商品化権料が生じることになり、その内容や販売個数によって権利使用料が異なることから、市が直接申請し、実施することは困難な状況でございます。

しかしながら、当市のPRと知名度アップにつながるように、商工会や観光協会と連携を図り、横綱を応援する機運を一層高めていきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 御答弁ありがとうございます。

これから私がお話することは、答弁結構です。先ほど述べた2月18日に行われた祝賀パレードの際に、A4サイズの紙製の手旗を振って横綱稀勢の里を祝福したことは、皆様も記憶に残っていると思います。そこで、今度はその手旗の大きさは変えずに、布製もしくは不織布等で「頑張れ稀勢の里」などと書いた手旗を作成し、広報うしくなどを配布する際に一緒に全戸配布し、大相撲開催の初日から千秋楽までの15日間、元旦や祝日に日の丸を玄関先に飾るのと同じように掲げ、まちぐるみで稀勢の里の応援をしたり、先ほど私が質問した「けやき通り」に市役所の正面に掲げているのぼりと同じようなものを作成して、通りに100本ぐらい立てていただければ、横綱稀勢の里もより一層力が入り、この先ずっと活躍、優勝できると思います。

何よりも、市民が根本市長を先頭に一丸となって応援できるわけです。ぜひ、この要望も検討していただけるようお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、茨城国体に向けた牛久市武道施設について質問させていただきます。

市内武道施設利用者団体と人数の推移についてお伺いいたします。武道は、日本の伝統文化として社会的に、また教育的にもその意義が認められ、愛好者も年齢を問わず広がっています。このたび茨城県での国体開催を受けて、牛久市が空手道の会場となることは、牛久市空手道連盟の一員として私も大変うれしく感じております。

牛久市内でも、多くの武道団体が活躍していますが、各種大会や試合、稽古の会場は体育館か中学校の武道場を使用しており、時間的な制約や騒音など、使用に当たって今まで困難な状況が多々ありましたが、空手道競技の会場が牛久市となったことで武道場建設が実現されることとなり、重ねて大変うれしく感じております。

そこで、まず最初に市内で活動している武道団体の数と人数の推移を伺います。平成20年11月の武道施設利用者意見調査委員会からの報告書では、市内武道団体の数は9団体で、4

34人が常時活動しているとありますが、現在はどれだけの団体が活動しているのでしょうか。また、現在市内の体育館や中学校の武道場で活動している団体は、武道施設が新設されれば試合や稽古などで新しい武道場を使用することになるとと思いますが、その場合施設の稼働率はどれほどになると試算しているのかをお示してください。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 平成28年度体育協会に加盟している武道団体の団体登録数及び登録人数につきましては、柔道1団体54名、剣道4団体136名、空手道2団体52名、少林寺拳法1団体23名、拳正道1団体14名、弓道1団体34名となっており、全体で10団体313名となっております。

また、登録人数で重複している方もおりますが、スポーツ少年団の登録団体及び登録人数につきましては、柔道1団体26名、剣道4団体122名、空手道1団体27名、少林寺拳法2団体30名となっており、その他学校開放利用団体での武道関係登録団体及び登録人数は13団体403名となっております。

武道施設建設完了後の稼働率につきましては、これまで土曜・日曜・祝日に体育館で開催しておりました武道団体による各種大会及び講習会等の内容に応じて、武道施設での開催を想定し、かつ新たな大会及び講習会の開催を念頭に可能な限り稼働率を100%に近づけるよう施設開放に取り組んでまいります。また、平日の昼間につきましては、現在サブアリーナで定期的に利用しておりますスポーツ教室などの利用も想定しており、夜間利用につきましては学校開放で利用しております武道団体の使用などを想定しております。しかし、特に平日の昼間につきましては稼働率も低くなることが懸念されるため、武道以外の利用も積極的に取り入れるなど高い稼働率を目指してまいります。

今後、施設利用に際しての条件などを整理し、できるだけ多くの方々に利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、体育館のメインアリーナと武道施設との関連についてお伺いいたします。

議会に提出された基本構想を見ると、「いきいき茨城ゆめ国体の大会会場補完施設としての建設を目標に、施設の建設基本構想が決定した」とあります。柔道・剣道・空手道ともに3面設置可能となっておりますが、国体の空手道の大会においては何名ほどの参加人数を想定しているのでしょうか。また、新設する武道施設が補完施設となっているということは、体育館のメインアリーナ、サブアリーナとの関連はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 国体時における空手道競技に関係する参加人数でございますが、先催県の来場者数を参考に、選手監督・競技に携わる関係者・一般来場者など3日間で約1万8,000人を想定しております。

また、空手道競技におきましての各施設の関連性ということでございますが、現在メインアリーナが競技会場、サブアリーナが選手の招集場及び練習場、今回新設をいたします武道施設につきましては選手控室及び練習場という位置づけでございます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、武道関連大会の開催状況についてお伺いいたします。

武道関連の大会としては、平成19年の時点では最大が820人規模の大会を初めとして、年8回の大会が開催されていたようです。ここ最近の大会の開催状況、参加人数などはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 平成28年度の武道関連大会及び講習会などの開催状況でございますが、全体で35回、8,168名の方々が参加をしております。競技団体別で申し上げますと、柔道が6回で参加者が910名、剣道が6回で参加者が708名、空手道が20回、参加者が5,620名、その他の団体が3回で参加者が合計930名という状況でございます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、利用者に応じた設備、トイレの数、空調設備等についてお伺いいたします。

ことしの4月29日昭和の日に、メインアリーナで牛久市空手道連盟が主催する2大会の一つ「小中学生錬成大会」が行われました。この大会は普通の大会と違い、トーナメント方式の大会ではなく1日何試合もできるリーグ戦の組み手の試合で、朝9時から始まり夕方5時ころまで試合が続きます。約600名が参加し、本来であればオリンピックや国体で使用するコートは10メートル角ですが、会場の規模や人数の多さから8メートル角に縮小した9面のコートを使って、子供たちは真剣に力強い試合を繰り広げました。これだけの人数が集まると、例えばトイレの使用に関しても順番待ちの状況が発生したり、観客席やエントランスも大勢の応援の保護者で大変いっぱいになります。

そこでお伺いしますが、こういった多くの選手が集まる大会やもちろん国体開催を想定してのトイレの数、観客席はどのようにお考えでしょうか。また、さきに述べた平成20年の報告書の中で、現在の問題点として冬場の暖房対策と夏場の熱中症対策が挙げられていました。空調設備は大変大事です。新設される武道施設については、どのようになっているのでしょうか。

電気系統についても、太陽光など環境に配慮したものになっているのか。そのあたりについてもお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 新設をいたします武道施設のトイレの数につきましては、茨城県興行場法施行条例の基準を満たした上で施設の規模に応じた計画となりますが、現在進めております実施設計において、できるだけ多くの個数を確保できるように現在設計を進めているところでございます。

また、観客席につきましては、パイプ椅子約200席を設置できるスペースを確保できるようにと考えており、このスペースに関しましては平場としてスペースを確保するのか、またひな壇式にするのかなど、現在検討を進めているところでございます。

空調設備につきましては、主道場、事務室及び会議室等への設置を念頭に実施設計を進めておりますが、人件費や資材費の高騰を初め、当初想定しておりませんでした基礎ぐいが必要という調査結果も出たことで、くい工事の実施が必要になったというような理由から、事業費が当初の想定より大きくなるのが確実という状況になっております。今後、施設全体の建築及び設備の見直し精査等を行い、事業費の削減に努めるところでございますが、大幅に当初想定を上回る場合には、主道場の空調設備を当初工事で施工するかどうかといった検討も必要になってくるというふうに考えております。

また、電気系統につきましても議員御指摘のとおり、太陽光など環境に配慮した設備を検討していくということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 次に、福祉避難所としての機能についてお伺いいたします。

防災拠点として福祉避難所に指定されているようですが、避難所としての設備はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 福祉避難所としての整備につきましては、内閣府発行のガイドライン、市防災アドバイザーの山村氏からの御意見、市交通防災課の検討事項を参考に、建設に対して福祉避難所として明示できるか検討を重ねてまいりました。福祉避難所の主な要件といたしましては、耐震性が確保されていること、原則バリアフリー化であること、要配慮者の避難スペースが確保されていることなどがございます。また、施設の整備といたしましては、通風・換気の確保、情報関連機器（これはラジオ・テレビ・電話等でございますが）の設置、介護犬避難スペース等の設置が要件となっているところでございます。

福祉避難所の機能を備えた武道施設とするため、先ほど述べました要件を満たすよう実施設

計に組み入れております。なお、福祉避難所として地域防災計画の明示時期につきましては、武道施設竣工後の平成31年4月を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 新しい武道施設なんですけれども、今福祉避難所に指定されるようにという御回答をいただいたんですが、その際に昨日同僚議員の尾野議員のほうから出た災害時における自動販売機ですか、お湯が出るようなそういったものをぜひ入れていただきたいなと、これは要望で。次に移らせていただきます。

最後に、工事費とその財源についてお伺いいたします。

3月に示された建設概要には、総事業費5億5,000万円で、これは実施設計費・造成工事費・本体建設工事費が含まれていました。その中で、平成28年11月に実施設計費が1,885万円、平成29年の当初予算に造成工事費として3,500万円が計上されています。財源として、さまざまな補助金や交付金を活用するとも示されていますが、その後の財源措置の進捗状況などがありましたら、お聞かせください。

また、先ほど部長のほうからも答弁ありましたが、先日の茨城新聞に県内の自治体で公共事業の入札不調が相次いでいることが掲載されておりました。設計変更や工事価格の引き上げで対応しているそうですが、2020年の東京オリンピックを控え、人件費や資材費の上昇に追いつかない状態だそうです。武道施設の建設費用の金額は、総事業費が5億5,000万円となっていますが、これらの社会情勢の中でこの金額が変更されることはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 武道施設建設における財源につきまして、国県の補助金交付金といたしましては、文部科学省所管の「学校施設改善交付金地域武道センター新築事業」及び「第74回国民体育大会市町村競技施設整備補助金」並びに「いばらき木づかい環境整備補助金」などを活用することとしております。

総事業費の変更につきましては、現在基本計画をもとに実施設計の作業に入っておりまして、総事業費の積算をしております。議員御指摘のとおり、社会情勢による人件費・資材費の高騰、先ほども答弁いたしました、これらに対応するため建築・設備等の見直しなどを行いながら、当初事業費より増額をなるべく抑えたいということで考えているところでございます。

今後、実施設計によります事業費等につきまして十分な精査をしておりますが、補正予算での増額計上等も視野に入れた中で、現在設計を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様にご満足いただける施設をつくることを目指し

て進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 丁寧な回答、ありがとうございました。

済みません、最後に市長のほうにちょっとお伺いしたいんですが、私4つ目の質問で国体開催を想定してトイレの数、観客席等のこと、プラス冷暖房の空調設備のことを質問したときに、やはり予算や何かということであったと思うんですが、その部分でももちろん補正組んだり何かすれば、私わかりませんが、同僚議員も必ず国体にはやっぱり間に合わせていただきたいという気持ちは多分あるかと思います。ですからぜひそのことも、市長、補正でも何でも組んでもらってやっていただきたいというのが1点。

もう1点は、先ほどの稀勢の里の小旗の件なんですが、これはぜひとも布製のものでうしく広報と一緒に全戸配布をして、根本市長と一緒に一丸となって稀勢の里を盛り上げていきたいと思っておりますので、市長の御意見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 国体に向けての各種整備で、トイレというのは今の大会においても非常に並んでいる状況でございまして、トイレを早く改修することがひとつ望ましい形でございます。またトイレの数にしても、今度の武道施設においてもまたできますので、そういう面では少しは緩和できるのかなということでございます。

空調関係、それからいろいろなことで予算がちょっとということでございますけれども、定期的に9月の下旬ということでございまして、ちょっと暑さが残るのかなと思いますけれども、一つは空調にこだわることなく何かもっと違う空調設備ができるんじゃないか、自然の空調設備ができるんじゃないかと環境部署と話して、その一つは屋根のちょうどぐしのところに水を流しまして、といをつけられないものですかそこから水を流して、それで気化熱を使ったそういう冷房もしくはそういうものがないかなということで、ちょっと調査研究しているところです。これがもしあれだったら中学校にもそういう施設をつけて、なるべく子供たちにエアコンとかそういうのをつけなくても、自然のそういう冷房ですか自然の風、それから水の気化熱を使ったものでできないかなと。経費も下がりますし、自然の冷房ということで、そういうことを考えております。

また、先ほどのそういうグッズを使った応援、非常にこれは私も大事だと思います。ただ、広報とかで区長さんに配っていただくというと、非常に荷物が多うございますので、またそういうものをつくったときの配布の仕方なんかもこれから観光協会、もしくは後援会、そして商工会、そしていろいろな団体でどのように効果的に、また喜んでいただくものという話をし

ております。

また「けやき通り」の名前でございますが、私も非常にそういう気持ちはございますが、ただ名称を変えるというのは非常に、なった経緯もございますので慎重にやらないと「また」ということで、さっきの話もございました「銅像がどうだ」「こうだ」という話をする、またすぐマスコミのほうで騒いで、非常に慎重にやらなければならないなと思っています。ただ、気持ちの中ではいろいろとございます。その点、池辺議員さんとまた一緒に、これからの応援の仕方を考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 本当に市長、済みません。急に振っちゃって、丁寧な御回答ありがとうございました。ただこの小旗については、本当に諦め切れないので、何とか布製のものをぜひつくっていただいて、本当に市民と根本市長が一丸となって横綱を応援していきたいと思っておりますので、この部分だけ最後をお願いして私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で、池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） おはようございます。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、SDGsについてであります。

SDGsは、世界が直面するさまざまな課題を解決するため、2015年9月ニューヨーク国連本部に161の加盟国の首脳が集まり開催されました「国連持続可能な開発サミット」にて策定されました。保健や教育分野などミレニアム開発目標で残された課題や、近年の国際社会が直面しているグローバルな問題、世界経済の危機、自然災害や気候変動、環境問題、伝染病、難民や紛争などの対処のため、新たに17の開発目標、169項目のターゲットが掲げられ、達成目標期限は2030年となっております。持続可能な開発目標の持続可能とは、今の世代や自分の周りのことだけでなく、自分の子孫や世界中の人たちが遠い未来まで安心して暮らすことのできる地球であり続けることでもあります。

開発とは、飢餓の危険がなく、教育を平等に受けることができ、病気でも病院に行くことができ、暴力を振るわれることなく自由に意見が言え、自分の能力を十分に発揮しながら安心して暮らせるようにすることを言います。SDGsは、国際社会全体が議論に参加して作成した世界初の開発目標であります。ミレニアムの開発目標をたたき台として、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議、2010年のMDGsサミット、2012年の国連持続可

能な開発会議の成果及びオープンワーキンググループを通して国連加盟国はもとより、民間企業や市民社会など全世界の人々が示した見解をもとに作成されています。この合意により貧困を終わらせ、全ての人々が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さず、よりよい生活を送ることができるよう約束されました。

その17の開発目標は、1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。3. あらゆる年齢の全ての人々の健康な生活を確保し、福祉を促進する。4. 全ての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。7. 全ての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。8. 包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と、働きがいのある人間らしい雇用を促進する。9. 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。10. 国内及び国際間の不平等を是正する。11. 持続可能な都市と居住。12. 持続可能な生産と消費。13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。14. 海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。15. 陸域生態系・森林の保全。16. 平和で包括的な社会の促進。17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するとあります。

SDGsの達成に向け、日本では自治体レベルの取り組みが重要だと提言されています。自治体レベルの取り組みは、大きく分けて二つあると考えます。一つは義務的・包括的な部分で、国の方針を受けて自治体行政の責務として推進するもの。もう一つは、自主的・選択的な部分であります。このようなことを踏まえ、市としてSDGsの目標達成のためにどのような取り組みをされていくのか、お伺いたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） SDGsは、議員御案内のとおり、よりよき将来を実現するために2030年までに極度の貧困・不平等・不正義をなくし、地球環境や経済活動・暮らしなどで「誰一人取り残さない」社会の実現のための行動計画でございます。そして、17の目標を設定しております。政府は、平成28年12月にあらゆる人々の活躍の推進、健康・長寿の達成、平和と安全・安心社会の実現など8項目の優先課題を盛り込んだ実施方針を発表し、それぞれに対応する具体的な施策を示しました。課題の中の「あらゆる人々の活躍の推進」の中の施策には、「子供の貧困対策の推進」が含まれております。牛久市第3次総合計画の後期基本計画の中では、第1章「すべての人が安心して暮らし続けられるまち」、第2節は「安心して子供を産み育てることができる地域づくり」に、「貧困の状態にある子供の就学支援や居場所づく

り、保護者の自立支援などにより、子供の夢や希望の実現を支援します」と策定しています。具体的に申しますと、平成28年度より「子どもの貧困ワーキングチーム」を庁内関係課と社会福祉協議会職員で構成し、情報の共有や勉強会を実施し、生活状況の改善に向けた提案や調整を行いました。

また、フードバンク茨城のきずなボックスの設置箇所の拡大、かっぱ塾の有効的な広報、子ども食堂の活動支援なども実施しております。国・県の施策とあわせて貧困対策を積極的に推進することで、親から子供への貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに育成される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、2つ目の課題でございます「健康・長寿の推進」の中の施策としましては、「健康づくり・生活習慣病対策の推進」につきましては、「うしく健康プラン21（第2次）」で健康課題として「糖尿病と高血圧を予防する」ことを掲げ、「朝食を欠かさず食べる」「週2回以上自分に合った運動をする」などを目標といたしました。

具体的な事業としましては、保育園、幼稚園の年長児を対象として「朝ごはん」をテーマとした食育紙芝居活動を行ってまいりました。運動については、ヘルスロードの整備と利用促進でございます。現在ヘルスロードは9コースあります。順次案内看板等を整備し、さらなる利用促進を図ります。そのような中、毎年実施しております「牛久健康ウォーク」には大勢の市民の方に参加いただきました。ウォーキングを通じての健康増進を図る目的が浸透しつつあると考えております。さらに新たな取り組みとしては、糖尿病の方に「糖尿病連携手帳」を配付し、これは自己管理啓発、関係医療機関の情報共有を通じて重症化を防ぐことが目的でございます。

以上のように、総合計画・個別計画で策定された施策は、国の8項目の優先課題とその方向性を一つにするものが多くあります。総合計画に掲げた施策の推進が、SDGsの実施指針における優先課題への取り組みにつながっていくものと認識しております。

今後も牛久市といたしましては、各種計画策定と推進に当たりSDGsの考え方とその達成に留意するよう努めてまいります。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 取り組んでいるものもあるということで、さらにこのSDGsを意識して目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、教育分野において国が定めたSDGs実施指針の中に、学校教育を初めあらゆる場でのSDGsに関する推奨がされていますが、市としてSDGsの教育の取り組みや今後どのように教育をしていくのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 持続可能な開発のための教育、「E S D教育」の視点が現行学習指導要領でも取り入れられています。例えば小学校6年生の社会科では、温暖化の影響で国全体が海に沈むおそれがあると言われていた南太平洋のツバルという国を取り上げて、環境問題を学んでいます。家庭科では、小学6年生の教科書に「持続可能な社会を目指して」という単元で、生活と環境とのバランスを学んでいます。

このような学習をSDGs、つまり持続可能な開発目標につなげていくことはとても大切なことと考えています。

また、牛久市の小中学校では、総合的な学習の時間において環境学習を中心としたE S Dの推進に力を入れてきました。神谷小学校では、再生した谷津田を守るために各家庭に雨水ますの設置を呼びかけました。岡田小学校では、身近な小野川を調べ、小野川のよさを生かしたまちづくりを提案しました。2月には、こうした各学校の取り組みを交流するために、「かっぱ大交流会」を実施して、循環型社会を目指した持続可能なまちづくりを市長に提言しています。

また、昨年度は立教大学教授でE S D研究所長である阿部 治先生を招いて、校長先生方を対象としたE S D研修会を実施しました。阿部先生は、牛久自然観察の森を立ち上げたメンバーで、環境問題の日本の第一人者でもあります。

また、3月には新しい学習指導要領が告示されました。この中でも、全ての教科で育てるべき「資質・能力」の一つとして「持続可能な社会づくりに向けた態度」というものがありますので、E S D教育は今後さらに充実していくことと思います。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） E S D事業のさらなる充実を目指しながら、また子供たち自身にこのSDGsの17の目標についても学ぶ機会があればいいのかなと思いました。

それでは次に、LGBTについて伺います。

このLGBTは、SDGsの中の「性による差別をなくす」に値します。LGBTとは、心と体の性が一致しない「性同一性障害」など、LGBTと言われる性的マイノリティーの人たちはなかなか見えづらいのですが、身近に存在いたします。いつの時代でも、どこの国や文化でも2%から13%程度は存在しているとされ、企業等の調査では13人に1人、7.6%の結果と発表されていますが、調査に対して正直に答えるのも抵抗があるため、正確な統計が出ないと言われています。このことが、性的マイノリティーの人たちの生きづらさをあらわしていると思います。

渋谷区では条例に基づいて、世田谷区では事業として同性カップルの存在を認める取り組みが始まったことで社会の理解が進んできたと考えられがちですが、しかし当事者の多くはさまざまな生きづらさを抱えて生活をしています。例えば、性同一性障害の方の場合など、行政等

のもろもろのしゆつや就職の際の性別記入、医師の理解不足、思春期・青年期には学校の制服や水泳の授業などについての苦しみもあります。全国的にも性的マイノリティー専門の医療機関は非常に少なく、安心して相談できる法的窓口もないのが現状であります。

男女共同参画社会は、本来性別による差別的扱いを解消し、性別にかかわらず個人の人権が確立される社会を目指すものであります。身体的、社会的性別に違和感を持つ人、先天的に身体上の性別が不明瞭な人、性的な意識が同性や両性に向かう人など、いわゆる性的マイノリティーの方への理解や配慮が求められることは言うまでもありません。性的マイノリティーの課題は、医療、教育、福祉、雇用など生活の全領域にわたりますが、主として現在こういった性の多様性と一人一人の尊厳についての相談体制や、相談窓口はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） L G B T（性的少数者）の方の相談体制につきましてお答えいたします。

専門の相談体制はありませんが、平成16年度から始まった「フェミニスト相談（女性のための悩みごと相談）」につきましては、年間約20件ほどの相談を受けており、昨年度からは男女の悩み事相談として男性の相談も受け付けております。

開始以来、L G B Tの方の相談は受けたことはございませんが、希望があれば相談していただくことが可能です。事前予約制により毎週月曜日の10時から16時まで市役所内で行っており、プライバシーに配慮して相談場所は非公開としております。

そのほかの相談窓口といたしましては、人権相談がございます。人権相談につきましては、水戸地方法務局龍ヶ崎支局において、毎週月曜日の9時30分から15時30分まで常設相談として行っているほか、年2回特設人権相談日を市庁舎会議室にて開設し、相談を受け付けております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、男女共同参画の観点から、本市は第3次牛久市男女共同参画推進基本計画の見直しの時期に来ていると伺いました。その中で、L G B Tについて今後どのように考えていくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 今年度策定を行う「第3次男女共同参画推進基本計画」につきましては、第2次計画をもとに、市民意識調査の結果を踏まえながら、国や県の計画を基軸に据えて新しい重点事業を加えてまいります。国の第4次男女共同参画基本計画の中には、「性的

指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」として、実態の把握、人権教育、啓発活動の促進、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査、救済活動の取り組みを進めるとあります。

このような国での取り組みが進み、県や市町村に通達があった場合に備え、市の計画に取り入れていくかについては、庁内の課長以上の管理職で構成される「男女共同参画推進会議」及びその下部組織である「男女共同参画ワーキングチーム会議」で協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、しっかりと協議していただきたいと思います。性的マイノリティーの方への理解が深まるよう、相談・支援等をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

やはり、理解や認識の上では、教育現場での対応は重要であると思います。文科省は2015年4月30日、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施についてこのような文書をまとめ、全国の国公立・私立の小中高校などに通知いたしました。これは、LGBTなどの幅広い性的少数者の児童生徒に配慮を求める初めての通知であります。この文書では、自己肯定感が持てないとか、周囲に隠すことで重圧を感じることから、対策の重要性が記されています。また、具体的には人権教育の年間指導計画に位置づけることや、校内研修や職員会議で取り上げるもののほか、さまざまな配慮や支援策などが提示されています。この通知をどのように受けとめたのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） LGBTに限らず、全ての子供たちの人権を保障する学校教育の推進が大切と思っております。

私たちは、「一人残らず全ての子供の学びを保障しましょう」としています。授業中寝てしまったり、出歩いてしまったり、よそ見をしている子供に対して、これまでは注意して直そうとしていました。しかし、そういった子供たちの中には障害があったり虐待があったり、いじめがあって上手に学べないでいる子もいます。そうした子供たちは、助けてあげなければならぬ子供たちでした。そうした子供に寄り添わないで、画一的な指導を繰り返す中でさまざまな問題が生まれていました。

授業に限らず、全ての学校生活の中で一人一人の悩みや不安に寄り添うことを大切にしたい学校経営をお願いしています。

また、一人の子供を助けるために、一人の教師の力だけではなく、学校の全職員、教育委員

会、大学、地域の皆さんの助けもかりていこうと考えています。このことは、LGBTの子供の対応にもつながるものと思っています。

これまでも、制服の対応、周りの子供への伝え方、トイレの使用、相談体制などで保護者や本人と十分な対応をとってきました。これからも、より一層一人一人の子供たちの学ぶ権利、楽しく学校生活を送る権利を保障できるように、各学校の運営を支援していきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ささまざまな悩みを抱えている子供たち、またLGBTの子供たちへの支援の重要性を受けとめていただき、適切な対応がなされていることを伺い、また必要との認識を持って支援に取り組むと受け取りました。

LGBTの子供たちは、幼少期から違和感を覚える場合もあります。そこで、具体的に小中学校では、どのような相談体制となっているのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小中学校の場合、LGBTばかりでなくさまざまな悩みを持つ子供たちの相談窓口となるのは学級担任、または養護教諭という場合がほとんどです。子供から相談があった場合には、一人一人の子供に寄り添い、しっかりと聞いて受けとめていくことを大切にしています。しかも、相談された者だけで抱え込むことなく、サポートチームをつくったり、ケース会議を実施したりするなど全校体制でサポートし、大学や医療機関など専門的知見を持つ方と連携した対応も必要に応じて行っています。その際にも、子供や保護者の心情に寄り添いながら相談・対応していくことを第一に考えております。

しかし、LGBTの問題は表面化しにくく、非常に繊細な内容であることから、子供自身が自分の不安や違和感、悩みなどを明確に認識できていない場合も多いことがあります。

そこで、担任ばかりでなくスクールアシスタントやきぼうの広場のスタッフ、教育委員会の指導主事などより多くの目で子供を見取ったり、学級担任が学級の子供たちと過ごせる時間を多くしたりすることで対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 兵庫県西宮市教育委員会では、教員向けに性的少数者の子供たちの抱える悩みや問題を具体的に紹介するパンフレットを作成されました。これは、「全ての子供に温かな居場所を」ということで、中を見ますと「LGBTの子供たちが直面する五つの困難」「子供の見方」「指導のあり方」「教師の姿勢チェックリスト」など、また「こんなときどうするQ&A」「子供からカミングアウトされたらどうしたらよいでしょうか」など、7ページに

わたっての小冊子があります。パンフレットを西宮市教育委員会は全教員に配布し、研修などで活用しているそうです。

このような取り組みもぜひ参考にいただき、一部の教員の理解だけではなく、全ての教員が人権教育の一環として正しい知識と対応を身につけるため、研修を行うなどの取り組みが必要だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 人権に関する研修は、日々子供たちと接する教職員にとって特に重要な研修の一つです。LGBTに限定することなく、人権についての研修は学校ごとに毎年実施しています。児童生徒に配慮した言葉かけ、児童生徒の自尊感情を高める言葉かけ、一人一人を大切にしたい授業づくり、一人一人を大切にしたい教室環境づくり、特別な配慮を要する児童生徒の共通理解を図るための研修、いじめ防止のための取り組みなど、一つ一つが子供の人権を守る教育につながっていくと考えています。

今後は、LGBTや性的マイノリティーについての理解を深めるため、国や県の指針を参考に、他地域での事例にも学びながら研修を計画的・継続的に実施し、その子らしさを大切にしたい支援ができるような体制づくりを進め、全ての子供が幸せに過ごせる学校にしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 人権教育に関する宣言が掲げている「多元的で誰も排除されない社会」があります。ぜひ、子供たちにそのような心が育つ教育をお願いいたします。

続きまして、子供や家庭が抱える問題への対応についてお伺いいたします。

いじめや不登校、その他の学校でのいろいろな困り事への対応方法を考えるときに、子供一人のことや心理面のことだけでは解決しないことがあります。「ひとり親として忙しく働いているがために、子供が学校でトラブルになってもなかなか学校に相談に行かれません」、親が生活に苦労しているのを見て、学校に行かず親を支えている子供もいます。経済的に悩んでいる家庭、親から虐待を受けている悩みを持つ子供もいるかもしれません。そのような暮らしの中での困り事を抱えている子供と家庭を支える相談体制をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 通常どおりに登校していても、家庭内の悩みを抱えている児童生徒は必ずいると考えています。例えば兄弟が多く、家庭で幼い子の面倒を見ながら登校している子もいます。また、親が夕方から働きに出ってしまうため、夜は兄弟だけで過ごしているような子供もいます。諸事情により親と一緒に暮らすことができず、親戚や祖父母の家で過ごす子供

もいます。外国籍で、両親も自分も日本語が余り話せず、不安を抱えている子供もいます。そのような子供も、学校にいるときぐらいは幸せであってほしいなという考えで、対話的な授業づくりを通して子供たち同士の心もつないでいきたいと考えています。

また、担任だけでなく、多くの先生方が子供とつながれるような努力もしています。

例えば、家庭に課題のある子供は保健室に行くことも多く、養護教諭が相談に乗ってあげたり、心の相談員やスクールカウンセラー、またきぼうの広場の臨床心理士との面談を勧めたりもしています。

保護者に対しても、直面している困難な状況にできる限り寄り添い、面談を通してスクールカウンセラーやきぼうの広場、こども家庭課や児童相談所を紹介するなどしています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、何回も取り上げさせていただいておりますスクールソーシャルワーカー配置について伺います。

スクールソーシャルワーカーは、学校を中心として、子供を取り巻く環境に働きかけをします。まずは子供本人の気持ちを尊重しつつ、家族や友人に協力してもらうことから始めることもあります。子供を支える先生が困っている場合は、先生がどんなふう子供や親へ働きかけを行うのかを一緒に考えたり、クラスの雰囲気を変えるお手伝いをしたりします。子供や親が学校に来れないというときには、家庭訪問をします。学校に来てもらうのを待っているだけではなく、困っている人のところに向くのも大事な支援活動の一つと考えます。

困り事の解決策がわからず、家族は孤立していくケースが多いようであります。そうしたことを踏まえ、全ての子供が通う学校を土台とする中で、福祉と子供をつなぐスクールソーシャルワーカーを配置し、さまざまな問題を抱える子供たちのサポートの体制強化を図るべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市では、スクールソーシャルワーカーの配置については現在検討していませんが、国は平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に配置することを目標としていますので、国の動向を注視してまいりたいと思います。

ただ本市では、関係機関等との連携を進め、児童生徒が抱えている問題をそれぞれの立場の強みを生かしてチームで解決するよう努めています。

例えば、先日も学校、指導課、こども家庭課、そして社会福祉課の関係者が一堂に会して、保護者に課題があり、登校が継続しない児童のケース会議を実施しました。それぞれの関係機関が持つ情報の共有化が図られ、今後の方針も見えてきて、有意義な会議となりました。

児童生徒の問題行動は家庭環境の影響も大きく、その解決に向けては学校だけでは難しいケースも多々あります。今後は、コミュニティスクール等の推進に伴って、地域ぐるみで子供たちを支えていくような仕組みづくりも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） スクールソーシャルワーカーの必要性は国も認めて、今現在予算も拡充されております。なので、中学校区に置きなさいという通知も来っていると伺っています。国も必要と感じたということは、子供たちを取り巻く環境が大変であると認識しているからだと思います。今現在困っている、悩んでいる子供たちは、牛久にいます。牛久に住んでいる支援を必要とする子供たちに、市としてどう手を差し伸べていくのか。悩みを持つ親を待ってはいけなと思います。学校側が、その悩んでいる家庭に訪問をして、顔を見て悩みを聞く、その姿勢が大事だと私は思います。ただ電話をして様子を伺う、それだけでは支援にはつながりません。問題を抱えている家庭をすぐキャッチし、足を運ぶ、その姿勢が一番必要だと思います。

また、昨日同僚議員が小中学校の長時間労働について質問されておりましたが、先生たちは本当に3時間超勤されているというような例を受けながら、やはり外からの支援を必要とすべきではないかと私は考えます。

また、牛久市には「きぼうの広場」、教育センターがございます。しかし、そこは職員体制が非常に少数のため、外に向くという体制ではございません。そこで、やはり職員体制の充実を図ることが先決ではないかと思います。そこにスクールソーシャルワーカーを1名置き、その方が支援を必要とする問題を抱えている家庭に向く、家庭訪問するというのがまず牛久には必要ではないかと考えます。きぼうの広場の職員体制の充実をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時25分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番甲斐徳之助君。

〔4番甲斐徳之助君登壇〕

○4番（甲斐徳之助君） 皆様こんにちは。4月より、新会派雄徳クラブで活動しております甲斐徳之助です。守屋常雄議員の雄と甲斐徳之助の徳を取りまして「雄徳」という形、ちょっと安易ではありますが、2人会派で頑張っていきたいと思っております。

引き続き市民の皆様の声を届ける、そしてまた正確な情報が知りたいとの声に呼応し活動してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一問一答方式にて質問いたします。全体で、大きく分けて4項目の質問をさせていただきます。

まず1つ目として、圏央道の4車線化への取り組みについての質問であります。

新聞等の報道機関の発表によると、ことしのゴールデンウィークの県内の観光客数は285万人を突破し、過去最高を記録したとあり、東京と4県をつなぐ首都高中央連絡自動車道が2月に県内を全通いたしました。広域交通ネットワークが整備され、県内の観光地・商業施設の魅力やアクセスが飛躍的に向上している中で、牛久市においてもどのような取り組みを行っていくのか、きちんと検討しなければならないと誰もが認識されていることであると思っております。

踏まえまして、何点かの質問をさせていただきます。

1つ目として、全線開通後の牛久市内への経済効果がどのようなか、また検証されているか確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 甲斐議員の御質問にお答えいたします。

本年2月、圏央道の県内区間全線が開通したことで、今後物流や観光のルートが大きく変わってくるものと思われれます。成田空港からは、都心を経由せず北関東へのアクセスが可能になるため、外国人観光客の増加も期待されており、今後ますます産業面だけでなく観光面や経済面においても大いに期待しているところでございます。

国によりますと、圏央道の利便性が一段と向上したことで、開通した区間の隣接区間では交通量が2割増加したと公表されました。牛久市における開通後の具体的な経済効果の検証は行っておりませんが、物流業の企業からの工業団地の問い合わせがふえたり、旅行業者やバス会社からの問い合わせがふえてきております。

また、牛久市の観光パンフレットを送ってほしいという問い合わせが、圏央道開通後は特に埼玉県在住の方々からふえており、実際に「開通をきっかけに牛久市に行ってみよう」という声をいただいており、日々の業務の中で圏央道開通の効果を感じているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。経済効果のほうで、観光がちょっとメン

の話になりました。また、観光はこの後でも少し取り上げたいと思うんですが、参考であります、阿見町が茨城県労働局と県内で初めて協定を結んだということや、またハローワーク土浦の求人募集が2,09、県内1位であるという情報も入っています。経済効果が十分に見受けられていると思います。

次に2番目としまして、他市町村における企業誘致等に比べ、牛久市内は企業誘致がおくれているように感じます。その点はどのように考えるか、またどう取り組んでいращやるか、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 企業誘致への取り組みにつきましては、圏央道の開通を契機とした企業立地の促進や交流の活性化に向けて、これまで県内の圏央道沿線13市町村と茨城県が連携してさまざまな取り組みを進めてまいりました。昨年度東京ビッグサイトで開催された国際総合物流展に出展し、牛久市をPRしたほか、既に進出している企業に対して要望事項などをヒアリングするフォローアップ事業、圏央道開通式などのイベントでのPRなどを実施いたしました。

また、現在市内にある奥原・桂2つの工業団地につきましては、空き区画はございませんが、奥原工業団地に既に進出している企業が同工業団地内に保有している土地について売却の意向を示していることから、茨城県開発公社と協力して当該土地への企業の誘致に取り組んでいるところでございます。問い合わせは継続的にあり、昨年度は現地視察を希望する企業に同行するなどの取り組みも行っております。今のところ譲渡には至っておりませんが、引き続き県及び県開発公社と連携し、当該土地に進出する企業が早期に決まるよう取り組んでまいります。

さらに、圏央道沿線市町村と連携し、市単独では参加が難しい大規模な展示会へ参加するなど、積極的に牛久市のPRに努めるとともに、企業誘致に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思います。少し弱いかなと感じました。

少し流しまして、3つ目の質問として観光振興のほうをお伺いしたいと思います。

先ほど御回答にもありましたが、業者からの問い合わせやまたシャトーカミヤ日本遺産への取り組みが市として取り組んでいかれるということのを考慮しまして、また私の個人的な前回からの見解でもありますけれども、成田空港からのアクセスの利便性、埼玉の問い合わせが多いということで都市部からの距離感等を踏まえて、観光要素は牛久を訪れてみたい観光需要が大きく期待できる場所です。

その辺を踏まえまして、観光産業について再度お尋ねします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 圏央道の開通を契機とした観光政策や交流の活性化に向けては、先ほどの答弁にもございましたとおり県内の圏央道沿線13市町村と茨城県が連携して取り組みを進めているところでございます。平成28年度、観光や交流促進の面では「茨城圏央道沿線とっておきナビ」というパンフレットを作成しまして、各種展示会や観光イベントで配布したほか、「いばらき圏央道沿線ナビ」という名称のホームページやフェイスブックによる情報発信に努めてまいりました。

圏央道の開通をきっかけに牛久市を訪れてみたいという方々に対して、牛久市の魅力をいかに伝えていくかが重要な課題となっているところでございます。牛久市の観光資源であるシャトーカミヤや牛久大仏、牛久沼周辺施設などを単体で捉えるのではなく、圏央道沿線市町村や近隣市町村と連携した広域による観光ルートを創出するなど、牛久市のPRをより積極的に進めるとともに、交流人口の増加を目指しさらなる取り組みに努めてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ぜひ情熱を持って、積極的に観光のほうを進めていただきたいと思っています。

4つ目としまして、交流人口増加事業として首都圏中央連絡道の利用客の方は大変多いと判断いたします。市内に乗り入れできる利用客を呼び込めるようなスマートインターチェンジなどの取り組みは、どのようにされているか質問させていただきます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいま甲斐議員御質問のスマートインターチェンジに関する市の考え方についてお答えさせていただきます。

スマートインターチェンジの設置につきましては、平成28年第4回定例会でもお答えをさせていただいておりますが、市としましても甲斐議員御指摘のとおり、牛久市の観光振興や企業誘致を図るために、設置の必要性については理解をしているところでございます。しかしながら、圏央道の4車線化時期が未定であること、また常磐道石岡小美玉スマートインターチェンジ整備におきましては約44億円の費用を要しており、整備には莫大な事業費が必要になること、さらには設置を検討するために国やNEECO、茨城県などの関係機関で構成される協議会を立ち上げて、インターチェンジの必要性などについて議論が必要になることなどから、圏央道の4車線化の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。44億円というのは石岡の例であって、いろいろさまざまなところから補助金等がかかってくるということを勉強させていただければと思いますし、前回答弁では御勉強、今回では注視ということでありましたが、必要性は十分に感じていただけたと思います。

以上3点、4点を踏まえまして、経済・流通・観光・産業の面からの効果を踏まえまして、スマートインターチェンジなどの設置への取り組みを検討していくべきと考えていく中で、過去の御回答で「4車線化をしていなくては難しい」とのお話がありました。早急に首都圏中央連絡道の特に茨城県部分、私のほうでは牛久区間とっていますが、4車線化を急ぐべきと考えますが、今後どのように取り組んでいけますか。その辺を御質問いたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 圏央道につきましては、ことし2月26日茨城県区間全線が開通し、国土交通省常総国道事務所において開通後1週間の整備効果を確認しております。その結果としまして、水戸観光協会から「水戸偕楽園の梅まつり来場者が昨年に比べて多くなった。これは、圏央道の開通も要因の一つと考えている」というふうな、水戸観光協会からのコメントをいただいておりますというふうに常総国道事務所から伺っております。また、5月29日には板東付近で大型車の車両炎上事故があり、内回り・外回りで通行どめが発生しております。

市としましては、観光や経済の振興、利用者の安全確保の観点から、4車線化は必要であるというふうに考えております。よって、引き続き茨城県首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会を通じて、早期整備を強く要望してまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 十二分に理解させていただきました。必要との御回答をいただき、強く要望していく。いつまででしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 整備の時期、いつまでということでございますが、これは国のほうにおいても今圏央道が開通して圏央道の開通後の状況、交通量でございますとか事故の状況ですとか、当然予算も絡んでくると思ひます。そういった中での御判断になるかと思ひますので、いつまでというのはなかなか難しい回答かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 前向きにお願いします。よろしくをお願いします。

次の質問となります。2番目としまして、ひたち野地区中学校建設の確認であります。最近の近況の進捗状況が見えないことなど、最近この件が上がってこないなど感じています。私、少し以前全員協議会の場で事後検討を図るとの御答弁をいただいている部分もありますので、再回答を期待し質問をさせていただきます。

まず初めに、今回の基本設計の部分の確認をさせていただきますと、プロポーザル方式での採用とお聞きしました。プロポーザル方式の定義を確認しますと、「公募型プロポーザル方式は参加希望者を募って、設計の取り組み方針などの提案を総合的に評価して、設計者を特定する方法です。設計料の競争入札ではなく、適正・能力などを重視する。主催は発注者で、希望する設計者が参加する。発注者は、このプロジェクトの設計のためにどのような条件等を備えた者に設計を依頼したいかを公表し、その条件を満足する者がぜひやりたいという意欲を提案（プロポーズ）することによって、この方式が成り立ちます。ゆえに、発注する側にある公募条件の設定がこの方式の鍵となります」と私のほうでは確認させていただきましたが、まずこのとおりでプロポーザルの定義はよいか、確認をとらせてください。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） プロポーザルの定義ということで、今議員のほうから御説明がありましたように、今回のひたち野うしくの新中学校に関しましては施設整備基本方針というものを示させていただいた上で、各設計業者さんから応募をいただいたという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 踏まえまして、何点か質問をさせていただきます。

まず、プロポーザル方式を選択した理由をお示しいただきたいと思います。また、過去にプロポーザル方式にした事例があるのかどうかも、あわせてお示しいただきたい。そして、何社プロポーズされたのか確認します。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

まず、プロポーザルを選定した理由ということでございますが、今回新たな中学校をつくるという中で、敷地条件等は当然決まっていたわけですが、その中でさまざまな学校の規模等を考えたときに、校舎のみならず体育館であり、武道場であり、またグラウンドでありといったさまざまなものを設計していく中で、トータルに敷地全体の利用状況等を踏まえた中で、全てを設計していただくということになるということが前提にございましたので、そういった能力のある業者さんを選ぶというところでプロポーザル方式を採用したというところでございます。

このプロポーザルの公募をするに当たりましては、公募をしたところ2社が応募をしていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

普通に考えましたら、なぜ平屋木造と考えると思うんですけども、設計事務所から提案された際、平屋木造建設の提案があったのか、またどの時点でそういう決定をされたのか。前述の公募条件にあったのかも含めて、御説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） プロポの提案の中で、木造平屋建てがあったのかということについてでございますが、今回設計事務所からの提案の中には木造平屋建てというものはございませんでした。ただし、木造校舎の提案ということで申し上げます、5社から提案がございました。そのほか、校舎以外の部分ですね。校舎の一部だったり体育館の一部、武道場の一部を木造とするというような提案というものにつきましては、ほとんどの業者がしているという状況でございます。

それから、プロポーザルを公募する際の条件の中に平屋ということがあったかということでございますが、そちらについては特に平屋ということを明示した公募ではございませんでした。平屋に関しましては、プロポーザルを行った結果、決まった業者さんと設計の打ち合わせをする中で、いろいろ協議をしている中で決まったという状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 平屋である明確な理由を教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 平屋にした理由ということでございますが、一番の理由というのはやはりバリアフリーというところでございます。当然移動に車椅子が必要な方を初め、中学校ということもございましたので部活等でけがをした生徒たち、松葉杖をつく子も多々いるんですけども、そういった子供たちが当然バリアフリーの施設であれば、特に階数が2階、3階でなければ、平易に教室からその他の施設に移動もできるだろうということを、まず一番に考えたというところでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） バリアフリーであるところが一番の条件ということでありましたが、

その件は少し後で触れたいと思いますけれども、小学校とは違いまして中学校3年間は運動系の部活動を楽しみにしている生徒が多いと考えます。なぜそのような多感な時期に、4万7,000平米もの大きな敷地の中でグラウンドが狭く、サッカーと野球が同時にできないような設計にするのかをお尋ねしたいと思います。私これ考えますと、校舎を平屋にしたおかげでこれが狭くなっているんじゃないかなと思いますが、その辺も含めて御回答を求めます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの御質問ですが、まず子供たちが中学校生活の大半を過ごすというのは、グラウンドではなくて校舎でございます。ですから、校舎の快適性というものをもまず一番に考えたところでございます。一方で、グラウンドが狭くなってしまったという御指摘をされているわけでございますが、市内の学校のグラウンド等を見えますと、今回ひたち野につくる新しい中学校のグラウンドに関しましては牛久三中と同規模は確保できているということで、子供たちの部活動その他には特に大きな支障が出るというふうには考えておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） グラウンドの広さの問題なんですけれども、なぜ三中であるのかちょっとわからないんです。南中であつたり下根中は、すごく広いんですよ。その辺をモデルにされるというケースはなかったんでしょうか。

あとバリアフリー、バリアフリーと学校の校舎を、グラウンドよりも校舎を優先されるという御回答でありましたが、バリアフリー中学生要りますかね。そういう疑問ちょっと思うと、例えば鉄筋の2階建て、エレベーターでもいいんじゃないかなと思うんです。それを踏まえて、再質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 今三中との比較ということでお話をさせていただいたわけですが、他の中学校の面積等はどうなのかというお話をさせていただきますと、今回新しいひたち野うしくの新中学校に関しましては運動用地として1万3,000平米ほど、それからプラステニスコートとして4,000平米、トータルで1万7,000平米のグラウンドの面積がございしますが、例えば一中でございますと運動用地はテニスコートを含めて1万3,000平米、二中が運動場の用地とテニスコートを合わせて約1万5,000平米、下根中は2万3,700平米、南中は2万2,000平米ということで、新しい中学校の生徒数予測から考えますと、大体規模的に牛久三中と同じぐらいの生徒数の予測となっております。そういうこともございまして三中ということと比較に出させていただいたということでございます。

それから、バリアフリーが中学生で必要なのかというような御質問なのかちょっとあれです

けれども、やはりバリアフリーというのは今の時代当然な仕組みといたしますか、ユニバーサルデザインという考えの中からいくとバリアフリーになっていることが当然であるというふうに我々は考えております。それができなくて御批判をいただく施設というのはたくさんあるわけですが、当然そういった施設の中で子供たちの教育環境というものを整えてあげたいというところが、一番でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ちょっと考え方が違うと思うんですね。バリアフリーであるから平屋になっちゃうんですね、その辺はどうでしょう。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） バリアフリーだから平屋という考えではないんじゃないかということですが、当然議員が御指摘のようにエレベーターをつければ2階建てでも3階建てでも大丈夫じゃないかということは、もちろんそれも一つのバリアフリーの方法ではありますが、我々としては敷地面積がある程度確保できているということ考えた場合に、平屋でつくるのが一番のバリアフリーなのではないかというふうに考えたところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） この話は多分並行線だと思います。「広い敷地があるから、広大なグラウンドをつくってあげてはどうか」という私の質問に対して、「広大な敷地があるからこそ、立派な建物をつくる」という認識で今私は受けとめましたので、残念ですがちょっと質問は続けられません。

次の質問に移りたいと思います。この設計で前回、全協で受けました設計図を見させていただきまして、小学校との一体感を感じられなかったんですけれども、今後実施設計ではどのように対応されていくのかと質問させていただきました。どのように検討されたかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

ひたち野うしく小との一体感はどうなのかということでございますが、今回建設を考えている中学校に関しては木造ということですので、鉄筋コンクリートの3階建てであるひたち野うしく小との外観上の一体感を保つということはかなり厳しい、逆に言うと難しいんじゃないかというふうに考えております。一方で内装に関しては、当市の方針であります木の柔らかさや温もりということを感じられる学校というところにおいては、当然新しい中学校においてもそもそも木造ですので、木の温もりを感じられる校舎にしていくという中で、そういう部分にお

いては一体感を保っているのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。中身での一体感を感じるというふうに認識しました。ありがとうございます。

別の質問です。将来高齢福祉施設に転用を考えている、いないと、両面の御回答を全員協議会の場でいただきました。これは、どちらで認識すればよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 将来的なお話ということなのですが、我々は基本的に将来転用するという前提にこの設計を行っているというわけでは、まずございません。あくまでも、将来にわたって中学校として使用していけるように、市としてそういった方向性にもっていければというふうに考えているということをもっと前提として、結果的に生徒数が少なくなったりした場合には、転用のしやすい方向でということでお話しをさせていただいておりますので、具体的に何に転用するという目的を持って転用ということをお話ししているという状況ではございません。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 再度質問します。転用しますか、しませんか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 繰り返しになりますが、転用を目的に学校の建設を行うわけではございませんので、将来的な状況に応じてそれは判断されるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 設計図面が根本的にといいますか基本的に、私の勝手な見方なんですけれども転用するような、施設をつくるんじゃないかなというイメージを受けているんですよ。ああいう建物の施設って、実は同僚議員も調べていましたけれどもありますよね、そういう高齢者施設。だから、その辺も踏まえてプロポーザルから確認させていただいたんですけれども、そういう御提案があったのかなとちょっと思ってしまったんです。

というのは、転用が前提とか高齢福祉施設は今後やっていかなきゃいけないというのは、もう社会問題でやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、あくまで中学校を建設するというんであれば生徒たちのためになる中学校をつくるべきだと私は思いますので、多大なコストをかけてやっていくんですから、その辺はきちんともう一度といいますか、もんでいただき

たいなと思っています。

最後に、コスト面の確認をさせていただきたいなと思います。建設時イニシャルコスト、維持管理ランニングコストの両面から考え、ライフサイクルコストを考慮しまして、構造または仕様を決定していると思われませんが、木造建築と鉄筋コンクリートのライフサイクルコストの比較をお示しいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ライフサイクルコストということで、今回具体的なライフサイクルコストの比較はしておりません。ランニングコストのうち、冷暖房費に関しましては冬場の教室内の温度などは木造校舎のほうが高く、暖房費の軽減になるというふうに考えております。また、壁の中の配管等の修繕、将来的でございますが必要になった場合、木造の場合には壁材などを部分的に取り外して作業後にまた取りつけるということもできるわけですが、実際コンクリートの場合には壁を取り壊すなどの措置が必要になり、復旧範囲等もかなり大きくなったり、また期間も長くなったりということで、その分費用もかさむというふうにも考えているところでございます。

なお、ライフサイクルコストでいうところの最終的な施設の取り壊し及び廃棄費用まで含めた場合の考え方になるわけですが、木造の場合には再利用可能な資源となり得るというふうに考えておりますが、鉄筋コンクリート造の場合には鉄筋コンクリートそのものが産業廃棄物ということで、その分費用がかかるということで、繰り返しになります。具体的などちらが幾らということまでは算出しておりませんが、そういったことも考えながら今回の構造にしたというところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） まず1点、なぜライフコストの比較をやらないのか、ちょっとわかりません。このような大型の大規模事業であるのに、今の御答弁ですと木造のランニングコストのよい面だけをお聞かせいただいたような気がします。ただ、これは今回は答弁は結構です。後で個人的に質問させていただきたいなと思います。

次の質問に入ります。最終的に総予算は幾らで見込んでいるのか。分離発注分も含め、お伺いしたいと思います。また、補助金はどのくらいの見込みで今算出されているのかお示しいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 新しい中学校の事業費でございます。現在実施設計を発注いたし

まして、詳細な検討をしているところでございます。そういうこともございますが、現時点で用地費を含めて40億円程度というふうに想定をしているところでございます。こちらの財源ということになります、補助金につきましては最終的には事業年度、校舎・体育館等は平成30年度に、武道場や給食室につきましては平成31年度に国が示す補助基準単価により算出し、決定をされるということになります、本年度ベースで算定をいたしますと約7億5,000万円の国庫補助が受けられるというふうに考えているところでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 建設費用、40億円です。よろしいでしょうか。最近の建物様式含め発注分を確認しますと、建物と電気設備分離発注型の事案が多いように感じますが、ひたち野地区の中学校建設におきましても、含めて40億円ということではよろしいか再度確認します。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 建築工事のみならず、電気・機械両方の設備を含めて40億円ということで現在想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。中学校関連の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。市内公園などにおける遊具施設に関する質問をさせていただきます。

次世代を担う世代に市内転入策事業の一環として、魅力ある公園づくりは創造していかなければならないと考えております。一方、人々が集い、子供たちの健全な発育発達を促し、高齢者を初めとする市民の健康を維持増進する多世代共存空間が求められています。なおかつ安全面にも考慮しなくてはなりません。

確認の1点目として、市内の公園の数はどれくらいあるのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の「市内公園の数」でございますが、平成29年5月末時点の数で申し上げますと、都市公園が23カ所、一般公園が118カ所、合計で141の公園がございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。都市公園と一般公園の違いとは何でしょう。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） わかりやすく申しますと、都市公園につきましては都市計画決定をした公園、牛久運動公園だとか市内にもあります児童公園だとか、そういったところが計画

決定をしてございます。また一般公園につきましては、区画整理事業や民間の開発事業、そういったところでつくられた公園ということで御説明したいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 通常の公園内の遊具施設はどのようなものが多いのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 公園の「遊具施設」の御質問でございますが、遊具施設のある公園につきましては都市公園が16カ所、一般公園が89カ所、合計で105カ所となっております。この105カ所の公園には、現在19種類、323基の遊具施設が設置をされております。その中で最も多いものが砂場で78カ所、次に滑り台が64基、ブランコが57基と続き、この3種類の遊具で199基、遊具施設の60%以上を占めている状況でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

遊具について、ちょっと質問します。遊具における設定基準等があれば、お示しいただきたい。また資格等があれば、そちらも御確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 遊具の「選定基準」についての御質問でございますが、以前は選定の基準は特になく、子供たちの利用が多い砂場・滑り台・ブランコ等を中心に設置されてきたものと思われます。現在では、同じ滑り台やブランコでも子供たちが安心して遊べるように改良されているものも多く、頭部や指などのすき間への挟み込みや突起物によるけがなどが起こらないように、物的に危険の少ない遊具を設置することを最低限の基準としております。

また、遊具の点検方法につきましては、一般社団法人日本公園施設業協会の点検講習を受けた職員がその日常点検表によりまして、さきに述べました挟み込みや突起物に加えて絡まりや引っかかりの要因がないかなども視野に入れ、点検をしているところです。

また、遊具自体に起因するものだけでなく、遊具の周りに障害となるものはないか、安全領域はとれているか、こういった確認もあわせて行っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

今後の取り組みについてお尋ねします。小規模公園ではなく、安全性の高い遊具のある多世代共存空間として求められる公園の設置は予定があるのかないのか、お示しいただきたいなと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 従来の遊具にとられることなく、時代に沿った遊具を検討いたします。また、調整池を利用した、遊具がなくても思い切り自由にボール遊びなどができる緑地広場などを整備しながら、これからも人が集い憩える場所の創出について検討してまいります。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 安心・安全でかつ多世代の憩うことのできる公園の建設を求め、次の質問に入らせていただきたいと思います。

4つ目の最後の質問となります。よろしく申し上げます。エスカードビルの今後について確認をさせていただきたいと思います。

要望に対し迅速に店舗を誘致されたことは、評価に値すると考えています。ですが、貴重な税金を投入し、資産形成をすることに別の側面を感じ、私としては違和感を感じております。少し、その側面の質問をさせていただきたいなと思います。

まず1つ目として、1階テナントへの賃料は幾らかお示してください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） 1階部分の賃料に関する御質問にお答えいたします。

一昨日の守屋議員の御質問にお答えしたとおり、5月19日エスカード牛久ビルに株式会社エコスの食品スーパーである「TAIRAYAエスカード牛久店」が、2月28日の出店基本合意から約3カ月という異例の速さで1階フロアにオープンいたしました。これによりまして、エスカード牛久にも人の流れがふえ、にぎわいと活気が戻ってきたところでございます。

このエスカード牛久は、イズミヤが保有する床をことしの4月1日から2年間市が賃借した後に、平成31年4月1日付で譲渡を受けるという契約になっております。市は、その床を牛久都市開発株式会社に一括して転貸する契約を締結しており、牛久都市開発株式会社はその床の運用を行っております。そのため、エスカード牛久1階にオープンした「TAIRAYAエスカード牛久店」につきましても、株式会社エコスと牛久都市開発株式会社による賃貸借契約と、こういうふうになってございます。

御質問の1階部分の賃料についてでございますが、契約上の関係や今後店舗を誘致する際の交渉等の関係で、具体的な金額を公表することはできませんので、御理解をお願いいたします。市としましては、賃借料や共益費等の経費がかかっていることを踏まえて、牛久都市開発株式会社との賃貸料を設定しているというところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 少しお話を交えまして、2階から4階の誘致運動を進めていると推

察いたしますけれども、どのような形で誘致を考えていらっしゃるのかお示しいただきたいなと思います。

また公共施設、土浦市のように、そのような施設の入居があるのかも、きのう同僚議員の質問でも少し出ていましたけれども、そういうものがあるのかもどうなのかもあわせて確認していきたいと思います。お願いします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） 2階から4階部分の空きスペースの誘致でございますけれども、まずエスカード牛久への出店に関する意向調査で特に興味を示した数社と連絡を取り合っているところでございますけれども、現時点では具体的に出店が決定した店舗等はございません。

それと、公共施設につきましても、このエスカード牛久をにぎわいと活力のある拠点とするにはどのような施設で具現化ができるのかということ、活性化懇話会などを活用しながら多くの方々の意見を伺い、十分に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 今のお話で活性化懇話会とありましたが、活性化懇話会のメンバーと、その際に出てきた御意見を参考までに教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

まずこの活性化懇話会、正式名称を「エスカード牛久ビル活性化懇話会」と称しております。こちらは、牛久市都市再生推進法人の指定を受けている牛久都市開発株式会社が主催するものでございます。そのメンバーとしましては、エスカード牛久ビルに関連する方、活力をもって市の商工業の振興・発展に力を注いでいる方など、若い方を中心に市長を含めて全部で13名で組織しております。目的といたしましては、牛久駅前の中心拠点施設であるエスカード牛久ビルを有効に利活用して、地域の活性化を図るためにいろいろな意見を自由に出していただくという、意見交換の場として開催しているものでございます。

なお、第1回目は4月10日に開催したところでございます。この中でも、自由にいろいろな意見が出ました。それこそ「どういう店舗がいい」から始まりまして、「公共施設もどうだ」「こういうものもいい」という話もあります。今申しましたように、もう自由闊達でいろいろな意見交換、いろいろな意見を聞くための懇話会ということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 自由闊達な意見交換の場というふうな認識でよろしいでしょうか。

その辺を踏まえまして、あと数社連絡を取り合っているというお話が先ほどされました。そこで、またちょっとお金の話に戻させていただきますけれども、賃料を2年間で5,000万円でお借りしました。牛久市が借り受けているところ、1年間で割りますと2,500万円、仮に4フロアということで1フロア約625万円前後の計算と私は踏んでいますけれども、1階テナントの賃料はそれよりも高いのか、安いのか、お尋ねさせてください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

先ほどのお答えの繰り返しになってしまいますけれども、1階部分の賃料ということなんですけれども、やはり契約上の関係、それから今後店舗を誘致する際の交渉等の関係で、具体的な金額を公表することはできないというのは、先ほど言ったとおりでございます。

それを踏まえまして、市としましては賃貸料、それから共益費等の経費がそこはかかっているということを十分に踏まえておりますので、それらを踏まえた中で牛久都市開発と賃貸料の設定をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 私がなぜこういう話をするかといいますと、先ほど懇話会だったり少々連絡取り合っているという中で、1階テナントが決まった中で、それをベースに2階から4階までのテナントの交渉をしていくのかということを質問させていただきたいと思っております。

というのは、通常民間企業でビル契約をするときなどは、やはり1階と2階・3階・4階では店舗価値が違うと思いますので、その辺も踏まえて質問としましては、これからの企業等に同額設定でお貸しするのかどうかを確認させていただきます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

一つの基準にはなろうかと思っております。1階が実際にもうTAIRAYAさんと賃貸借契約が済んでいるという一つの基準はあると思っております。ただ、今甲斐議員おっしゃる様にそれぞれのフロア、それぞれ価値とか云々違うと思っております。ですから、今後いろいろな恐らくお店等と交渉していくことになっていきますけれども、もちろんその辺フロアとか、あるいは例えば2階であればペDESTリアンデッキに直結している部分であるとか、上に行けばその上になるというようなところも含めまして、そういうものも含めましてこれから交渉していくことになるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） わかりました。ありがとうございます。

別の質問です。牛久都市開発さんはイズミヤさん撤退まで1年間何をされていたのか、牛久市は把握されていますか、御確認します。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、イズミヤさんが完全閉店を表明したのが平成28年の7月でございます。それを受けて、牛久市は去年の9月1日にエスカード対策室をつくりまして、私ともう1名の2名で都市開発の中に行きまして、いろいろな作業をしているというのは今までの答弁でもお答えしたとおりでございます。そのイズミヤが完全閉店をするとなった後、当然都市開発もあるいは牛久市も「それでは困る」というのは当然でございます。市と都市開発とでイズミヤに対して、じゃあイズミヤさんが出ていった後、同じような規模、あるいは同じような商業店舗の誘致をイズミヤさんに対してお願いしました。「紹介してください」と。イズミヤさんはいろいろなつき合いとか云々がありますので、「ほかのお店を紹介してください」ということでお願いした経緯がございます。ただ、結果としましてはイズミヤさんからの「ここだ」というそういう紹介はなかったと、そういう結果は思わしくないというのがありました。

そのため、今度は牛久市が直接店舗誘致活動を行えるようにするにはどうするかということ考えたときに、それは当然のことながらイズミヤさんが持っている床を市が借りる、あるいは買うということで、市の権利を及ぶようにしないと当然次のお店の誘致活動もできないということがありました。ですから、牛久市と都市開発株式会社と一緒に、まず市の床は先ほど言ったように2年間借りた後に市が買い取るという契約はもうできましたけれども、なるべくいろいろな周りの方、市民の方からの要望がありました食品スーパー、これをなるべく早く入れてほしいという声がたくさんございました。それをまず第一に考えて、牛久市と都市開発とで店舗誘致にいろいろなことを行っただと。その結果が、今回1階の異例の速さでエコスさんが我々の事情を酌んでいただいて、本当に異例の速さです、3カ月という。それで、1階に「TAIRAYAエスカード牛久店」、これをオープンしていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 先ほどから「異例の速さ」を何度もPRされていますけれども、異例の速さに少し触れたいなと思います。お金のことですね。2年後に買い取る際の交渉ベースを多分お話されていらっしゃると思うんですね。その際に、1年間で負担金、賃料とあります。約1億円です。税金が投入されているわけですね。これを買い取りの交渉ベースの際に、負担金の相殺も含めて交渉をされていらっしゃるかという確認をとらせてください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） 2年後に市が買い取る際の交渉ベースについてでございますが、イズミヤとの契約ではエスカード牛久の保有床を2年間賃借した後譲渡を受けるということで、そのときの譲渡価格はこれまでの交渉経緯を踏まえ、信義則をもって決定するというようになっております。当然、2年間の賃借料や共益費等の経費がかかっているということを踏まえまして我々は交渉するわけですが、例えば近隣の同様な状況と比較しても市の優位性が認められる価格になるように交渉してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 「信義則」って何ですか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

これまで市とイズミヤとの間で、床の売買価格についても幾度となく交渉を進めた経緯がございます。売買契約を締結するのは、当然平成31年の4月1日時点ということになるわけでございますけれども、現時点ではその金額をまだ確定することができていないという状況がございます。そこで、売買契約を締結する時点における単価や基準等について、お互いがこれまでの交渉経緯を重んじて、それを逸脱する条件を提示することがないなど、要するに逸脱するようなことがないようにするために「お互いに相手の信頼を裏切ることなく、誠実に協議をもって決めていきましょう」ということで、その契約の中にも「信義則」という言葉を入れているということでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 基本的に商取引の場において、契約書面等に金額の見えない話なんてないと思うんです。問題があるとしか、私は感じられません。そもそも牛久市側がこのイズミヤのビルを借り受ける問題では全然ないと思っています。イズミヤ側の問題じゃないかなと思うんですね。譲歩した上に、相殺ベースも含めて交渉ラインが見えないのでは、投入した税金の無駄遣いと言われても仕方のないことだと私は考えます。そこは、きちんと交渉ラインを見据えて話すべきではないかと思いますが。

踏まえまして、ちょっと副市長にお伺いしたいんですが、前総務部長として都市開発株式会社社員の役員でしたので、何か御意見等はないかなと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 確かに、総務部長時代、都市開発株式会社の取締役をしておりました。

た。先ほど来担当のほうで御説明しているところでございますけれども、私も当然中にかかわって、結果こういうことが生じた。そして、対応もしてきたということでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 例えばですけれども、市長の全権委任で大阪に行かれて、イズミヤさんと買い取り時の交渉で相殺ベースの交渉をするとか、我々議員はそれをやりたくてもできないんですね。このままでは、納税者である市民の皆さんに御説明がつかないと私は考えています。ぜひ、納税者である市民の皆さんに対して市の心意気である、きちんと交渉していくという姿勢を見せていただきたいと思っておりますけれども、再度御確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） そうですね。先ほど来担当のほうに申しておりますとおり、契約書にも先ほど「信義則」という話が出ておりましたけれども、担当の説明したとおりです。これは、当然法律上認められている言葉ですし、「信義誠実の原則」これは契約上の大前提になっていますので、これはしっかりと守るべきものですので、先ほど担当が言いました条件が守られていくということになります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 以上で終わりたいんですが、相殺ベースの交渉をするという確約はいただけませんか。最後の質問になります。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 相殺ベースということの中身がちよっと理解できないんですけれども、投資したのに対してどれだけ、現金ベースという利益があったということだけではなくて、先ほど来申し上げております早目に牛久市のほうの駅前のビルに商店が出店したとか、そういった部分を含めると金額ではあらかわせないかもしれませんが、有益なお金の使い方であったというふうにしたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 御説明が足りませんで、申しわけございませんでした。一応相殺ベースというのは、買い取り交渉をする際に市の負担金を相殺で買い取り交渉できないかという意味での相殺ベースという意味でした。この件に関しましては、御答弁は今いただきました。結構でございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時29分休憩

午後1時29分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部及び15番鈴木かずみ君から一般質問に関する資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） それでは、通告順に従いまして一般質問いたします。

共産党の遠藤憲子でございます。どうぞよろしく願いいたします。私も、執行部のほうに参考資料として提出しておりますので、その辺もどうぞごらんいただきたいと思います。

今回は、3項目について質問を行います。

初めに、住宅耐震改修等の助成についてであります。1995年、平成7年に発生いたしました阪神淡路大震災では、地震による直接的な原因での死者数が約5,500人で、そのうちの約9割の方々が住宅・建築物の倒壊等による圧死だったとされております。中でも1981年、昭和56年以前の古い基準により建築をされた建築物に、大きな被害が見られました。

その教訓から、国も木造住宅の耐震を重要視するようになりました。現在の耐震基準につきましては、1981年以前の木造住宅としております。牛久市内にも、1981年以前建築された木造住宅は多数あると思います。耐震診断に対します市民の関心も、この阪神淡路大震災のときには大変高いものがありましたが、もう既に20年以上も経過をしてしまうと、関心も薄れてしまうというところがあります。

しかし記憶に新しいところでは、災害として2015年の9月の常総市の関東・東北豪雨、鬼怒川の堤防が決壊をしまして死者2人、3,000戸以上の浸水という被害がありました。また、2016年の4月には熊本県の益城町を襲った震度7の地震、こういうことが頻繁に起きております。そして、牛久市でもたびたび震度自体は低いですが、地震の発生があります。このように、「災害は忘れたころにやってくる」のではなく「いつやってくるかもわからない」、このことを肝に銘じなくてはならないと思います。

牛久市の場合、牛久市の地域防災計画に想定されております地震では、茨城県南部・東海・

南海トラフ地震、この地震が記述をされています。そのような中で、1981年以前の木造住宅、牛久市の状況ですね。それをお聞きます。さらに、今までの戸建ての耐震診断の実績、さらには耐震診断を受けての耐震工事まで進んだ事例はあるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの耐震の実績等についてお答えをさせていただきたいと思います。

住宅土地統計調査結果から現在の牛久市の耐震化率を推計しますと、平成29年度の牛久市の住宅総数は約3万6,000戸であり、うち昭和56年以前に建築された木造住宅が約5,000戸となっております。そのうち、耐震性が不足しているものは約4,400戸となっております。牛久市では、平成18年度より木造住宅耐震診断士派遣事業を開始し、平成28年度までに延べ465件の耐震診断を実施してまいりました。年度別の内訳としましては、平成18年度が100件、平成19年度が200件、平成20年度14件、平成21年度9件、平成22年度6件、平成23年度61件、平成24年度40件、平成25年度10件、平成26年度12件、平成27年度2件、平成28年度11件となっております。

また、耐震診断を受けた住宅のうち耐震改修工事を実施した件数としましては、固定資産税の減免を受けた住宅の件数を調査いたしましたところ、平成18年度から平成28年度までで合計23件となっております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今平成18年度から平成28年度までの実績、そしてまた耐震工事の実例についてお答えがありました。この耐震診断につきましては、3月の県議会の一般質問の中でも住宅の耐震化についての質問がなされたようです。そして、茨城県の土木部長からは、今年度市町村に対する耐震改修費用、この補助の実施、そのような答弁がなされております。さらに、5月6日付の茨城新聞では、住宅の耐震化を促す県独自の耐震改修費用助成制度の導入の記事が掲載をされております。

記事によりますと、県内の戸建て住宅の耐震化率が、2015年度の推計ですが76.3%ということで、現行の耐震基準を満たさない戸建て住宅が約10万戸あるといます。県の後押しを受けまして、耐震改修への助成制度を実施する自治体が本年度、平成29年度26市町に拡大の見通しだと報道しております。ただしこの補助の対象となるのが、今の1981年以前、昭和56年以前の旧耐震で建てられた木造の住宅の耐震改修としております。これまで耐震診断の助成制度を県も設けておりました。ただし、木造住宅の倒壊が相次ぎました熊本地震、

先ほど申し述べました熊本地震なんです、ここでは1981年以後にも建築をされたものが倒壊をしております。そういう熊本地震の教訓を踏まえまして、新たに改修工事を追加する、これは県の制度でありますね。

そこで、県では30戸分を今年度予算化をしたといいます。しかしこの内容につきましては、「ただし、市町村に助成制度がある場合に対応する」、このように言っております。市に助成制度がない場合、牛久市のような場合は国と県、この助成制度の利用ができないことになってしまいます。

先ほど答弁でも明らかなように、耐震診断はかなりの方が受けております。しかし、工事までの実施となるとそれなりの費用がかかり、大分負担が多くなります。国交省の調べでは、熊本地震で震度7を二度記録した熊本県の益城町の木造建築を調べた結果、倒壊・崩壊は1981年の5月以前の建築が28.2%と最も高かったそうです。81年の6月、これは要するに昭和56年の6月から2000年の5月に建築されたものが8.7%で、2000年の6月以降2.2%と、旧耐震の倒壊率の高さが顕著だったと報道しております。災害からまちを守り、市民の命や財産を守ること、これも市の果たすべき役割ではないかと考えます。

県が耐震改修費用の助成制度新設に向けて実施の方向です。平成29年度予算の特別委員会も私このような質問をしましたところ、「市も情報収集に努めていく」、このような御答弁でありました。市の考えをお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 住宅耐震改修費の市による助成についての御質問についてお答えをさせていただきます。

耐震改修工事費の助成につきましては、昨年度までは県の補助がなかったこと、また助成制度を設けている近隣市町村での過去5年間の年平均の実績件数がゼロ件であったり、ごく少数にとどまっていることなどの状況を踏まえ、牛久市としては助成は実施しておりませんでした。今年度、県の補助要綱が新設されたことから、牛久市においても利用者のニーズや他市町村における事業の効果について十分調査を行って、補助の導入について検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、補助の導入について検討していきたいという御答弁がございました。そうしますと、今国というかがやっております耐震の制度の内容については、具体的にはどのように検討されているのかどうか、その辺については明らかにしていただけるかどうか、ちょっとその辺再度伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 答弁を求めます。建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 助成制度の内容ということで、あれでしょうか。詳細は、済みませんが。新聞なんかで言っていますのは、先ほど議員からもお話しありましたように、昭和56年以前の木造住宅についてということでお伺いしております、まだ詳細について済みませんが、こちらのほうで把握できているところはございません。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） これは国のほうの支援制度なんです、こういう南海トラフの巨大地震とかが想定されるということで、耐震化のための支援措置として建物の種類もありますが、交付率が公共建築物については国が11.5%、民間の建築物では国と地方でそれぞれ折半ということで、県が5.75、市が5.75という数字がもう既にいろいろと情報として出ているわけなんです、この辺のことについては、たしか牛久にはまだ助成制度がないということでは県との協議があったということも聞いておりますが、その辺の実情はどうなのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 6月2日に県の方が当市に見えられまして、この助成制度について、当然私どもの市はまだ助成制度を適用しておりませんので、検討のほうをということで話は伺っております。県としては、利用者がゼロであっても要綱だけは整備をして受け入れる体制をつくることで、県内の市町村で足並みをそろえてほしいという意向があったというふうなお話は聞いております。また事業効果として、制度を創設したことにより耐震改修に対する興味関心が高まること、耐震改修を実施することで万一震災が起きた際に、近隣への被害を防ぐことができる公共性にもつながるといようなお話があったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、この耐震改修についての助成制度、新設に向けて前向きに検討するというふうに理解をするものです。

3番目の住宅リフォームの助成制度、この問題について質問をしたいと思います。私かつて、過去に何度かこの住宅リフォームの助成制度について一般質問でも取り上げました。今までは地域業者へのまちおこし、経済対策、このような観点で捉えられて、市はハートフルクーポン券での対応、このような答弁に終始をしておりました。

今回、耐震改修費用等の助成制度、このような前向きな検討もありますが、ただしこの制度に被害等になった場合、このような考えについても市のお考えを伺いたいと思います。例えば今家を1軒改修するとなると、それこそある程度まとまった費用が出ていきます。そこで、比較的安価で命を守る方法の一つとして耐震シェルター、こういう方法が今考えられております。経済的な理由で大がかりな耐震改修ができない場合、家屋が倒壊しても一定の空間を確保する、

このことで命を守る装置として耐震シェルターがあります。耐震シェルターは、既存の住宅内に設置をして、地震で家が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置のことであります。住みながらの工事や耐震改修工事に比べて、短時間での設置も可能とのことであります。しかしそのような工事には今言っております県の助成制度、これは対応していないと聞いておりますので、これはぜひ市にそういう助成制度、こういう耐震の問題について関連する問題につきまますので助成制度をつくって対応していく、このことが必要ではないかと思っておりますので、助成制度をつくる場合にはこのような観点も入れての制度にさせていただきたい、これが質問の趣旨であります。ぜひこの助成制度の考え、再度お尋ねをしたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 牛久市でも独自の住宅リフォーム制度を検討してはというふうな御質問かと思っております。

牛久市における助成制度適用につきましては、国費・県費が活用できるものを前提として考えております。市独自の住宅リフォーム等に対する助成制度につきましては、先ほども議員のほうからお話しございましたが、前回の答弁と同じになりますけれども、個人の資産の価値の形成につながる、あるいは持ち家と借家との間で差が生じるなどの問題があります。

ただし、先ほどちょっとお話のありました耐震に関しての助成につきましては、県のほうで助成制度を起こしますので、市についてはその旨を検討してまいるということで、それ以外の一般的なリフォームのということでお考えいただければと思いますが、そういう課題がありますので現在は考えてございません。

なお、御質問にありました耐震シェルターですかね、一部の空間だけを耐震化するということに対して、議員のほうからもお話しございましたが県の補助要綱では補助の対象外とされているということから、そういった部分を含めまして市としても新たな独自の制度ということは現時点では考えてございません。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） どうも私の言っている助成制度と、次長のお答えになっている助成制度がちょっと差というか、その辺があるようですが、要するに今県のほうでやろうとしているのは、1981年昭和56年以前の木造住宅、そこがあくまでも対象となるわけですね。そうしますと、先ほど言いましたように熊本地震でも昭和56年ではなくてもう新しい新耐震、それであっても倒壊をしているわけです。ですから国の制度、確かに国の補助、県の補助というのが、それは財政的な問題では大事かと思っております。でもそれ以外で、そういうような今の状況から見ますと、それだけでは市民の命とかそういうものを守れないんじゃないか、そういうところから質問をしているわけです。

2000年には、この耐震基準に柱とか接合部分の規定が強化されております。南関東では、今後30年以内にマグニチュード7程度の大地震が発生する確率が70%、このようにも言われております。大地震が起きたら身動きができなくなり、困難をきわめるのは明らかであります。日ごろの備えはもちろんです、地震による住宅の倒壊から自分や家族の命を守る、このためにはもちろん住宅の耐震診断をして、必要に応じて壁や筋交いをふやしたり、金物や柱とか固定するという事は、これは耐震改修を行うということが大事だと思います。県の制度ではどうしてもこのように縛りがあって対応できない、このようなときには市の制度をつくり対応すべきです。先ほどリフォームと言ったことで、その言葉にどうしてもこだわっているのかと思いますが、そのリフォームの中にこの助成制度も組み入れるべきだというふうに考えております。

先ほど、個人の資産と借家とかそういうものに対しての差もあるような御答弁でございましたが、今国のほうではこういう災害についての個人の資産についても災害救助法とかそういうものでどんどん変わってきております。住宅というのは、その方が住むのはもちろんのこと、まちづくりも重大な影響があります。もしそういうことで災害が起きたときに、この制度があって命が守れる、多少なりともまちの被害が少なくなる、そういうことを考えればこういうことの助成制度、市としては当然考えるべきだと思いますので、もう一度考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 済みませんでした。昭和56年以降についてもということですね、そういう意味ですね。失礼しました。

先ほども答弁のときにさせていただきましたが、牛久市における昭和56年以前の耐震がされていない家屋、推測でございますが約4,400軒ぐらいあるだろうというふうに思われています。今回、県のほうで改修の補助制度をつかったということで、その辺について市のほうも状況を見ながら導入の検討をしていくと。軒数も結構あるものですから、そちらのほうの状況とかそういうものを見ながら、昭和56年以降の補助というものをどうするかということは検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） ぜひその辺の検討のほう、よろしく願いいたします。

この耐震の問題につきましては、本当にいつ地震が起きるかわからないというところでは、日々やはり皆さんも関心のあるところだと思います。牛久市でも市が、ちょっとこれ古いですけども「ゆれやすさマップ」というので、どのようなことなのかということを全世帯に配布をしたパンフレット等もありますので、ぜひこの助成制度の実現に向けて進んでいってほ

しいと思います。

昭和56年以前が4,400戸ですか、かなりの数ありますよね。一遍にはできないにしてもその辺、今までのことから要綱等、規則等をつくりながら、ぜひこの辺を市として政策に生かしていただきたいと思います。

続きまして、高齢者の運転免許の返納についてお尋ねをいたします。全国的に高齢者、65歳以上のドライバーによります交通事故が多発する報道が続いております。そういう中で、運転免許証の自主返納が増加をしていると言われております。自治体によっては、免許証を自主返納した人に対し支援する制度があります。牛久市にもこの制度がございます。一方で、自主返納した高齢者からは、生活の足の確保が困難になったなどの意見も出されているのが現状であります。

そこで、牛久市の実態について伺いたいと思います。高齢者のうちに、運転免許を保有している人数、そしてまた交通事故の件数、自主返納された方の数をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 高齢者の運転免許所持者、交通事故件数、免許返納者の実態についての御質問にお答えいたします。

牛久市の65歳以上の高齢者のうち運転免許証を所持している方は、平成29年4月末現在で1万4,512人であります。高齢者の交通事故件数は、平成28年1月から12月の1年間で人身事故が60件、物損事故が491件となっております。また運転免許を自主返納した件数は、平成28年1月から12月の1年間で259人です。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 牛久市で65歳以上の免許を有している方が、4月現在で1万4,512人いらっしゃるということ、そしてまた交通事故の件数等もわかりました。この高齢者が事故を起こすというのは、いろいろと理由があると思いますが、牛久市で今行っております自主返納制度、この内容について伺いたいと思います。それと同時に、市の自主返納した事業がありますね。この実績、どういうふうに実績を考えているのかということ。

それとまた、これは市民からの問い合わせがあったことなんです、自主返納した方から意見などを聞いているかということですね。なぜこのようなことを聞くかといいますと、この方は免許証を返納してコミュニティバスの回数券をいただいたんですが、自分としてはこの利用する機会が非常にないということなので、利用者が使いやすい内容にぜひ検討してほしいという、このような御意見もございました。

こういうところから、自主返納した内容の実績、さらには利用者が使いやすい内容の検討、

これについてどうなのかということを知りたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、自主的に返納した際の支援制度として牛久市ではかっぱ号の回数券、そして奥野地区の過疎地有償運送利用券を、約2万円程度を上限として支給しております。平成27年度の支給実績といたしましては申請が132件があり、却下・辞退等を除き支給した件数は、かっぱ号の回数券が124件、奥野地区過疎地有償運送利用券が3件、合計で127件であります。事業費としては、254万円でございます。

平成28年度支給実績としましては、申請が186件あり、却下・辞退等を除き支給した件数はかっぱ号の回数券が171件、奥野地区の利用券が6件、合計で177件、金額は358万円であります。

この支援事業があることで、運転に不安を感じている高齢者の方に運転免許の自主的な返納を促すことにより、運転に係る事故を未然に防止する効果もあると思われまます。

また、県内の他自治体の支援内容について調査したところ、コミュニティバスの回数券以外の支援としてタクシー利用券の支給、またはタクシー利用に係る助成等を実施している自治体は9自治体ございました。民間路線バスの回数券を交付している自治体は4自治体あり、タクシー利用券については既に実施している自治体を参考に調査研究してまいりたいと思います。

牛久市といたしましても、この支援制度を広く周知し、高齢者の自動車運転による交通事故防止につながればよいと考えております。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今市長のほうから御答弁がございました。実際にこの自主返納をした場合にはコミュニティバスの回数券、または奥野地域では過疎地の有償運送の券ということでございました。

自主返納のこの制度ですね、これは1自治体がやっているわけではなくて、きちっと道路交通法に基づいて制度化されたものであります。自主返納はどういう手続を経て免許証を返納するのか、その辺の手続上の問題についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 免許証の自主返納につきましては、免許証を所持している方が警察のほうに届け出を出して、自主返納する形になっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 簡単な御答弁でございましたけれども、警察のほうにまず自主返納したいということで免許証を持っていきます。そうしますと、警察のほうでは運転の経歴証明

書、こういうものを交付するそうです。この交付は5年間の運転経歴を証明するもので、身分証明書としても活用できる。この証明書をもって市に自主返納の手続に来るといふように、私は理解をするものです。こういうような手続を経て、市の手続に来る市民の方が多くと思います。

それで、先ほど自主返納してもコミュニティバスの回数券、または奥野の地域には別な券があるわけなんですけれどもね、それ以外に、全部が返納したからといってコミュニティバスの券をもらえるということではないようですね。申請をするということなんです、ですからこの辺申請をしてから渡しているということなので、必要ないという人には渡さないというふうにならざるにちょっと担当課のほうで前聞いたわけなんです。ですから、先ほど申請した件数と、それから実際に返納したところに多少の差が出ているということは十分理解するものなんです、例えばコミュニティバスの回数券では同じように関東鉄道、こちらがコミュニティバスの運行にかかわっておりますので、路線バス、このようなバスの回数券、そういうようなものを検討するお考えはないかどうか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

先ほども市長のほうから答弁させていただきましたが、民間路線バスの乗車回数券、こちらも含めましてタクシー利用券、それと今申し上げました乗車回数券、こちらのほうを利用実態を含めまして調査研究してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、この辺についても利用者が使いやすい、こういうような観点からぜひ検討に入っていただきたいと思います。市民にとってはひとつ朗報だということ、お伝えをしておきたいと思います。

続きまして、高齢者の移動の確保ということで3点目の質問に入りたいと思います。

これは、2015年の6月に道路交通法が改正されました。2017年の3月12日に施行されている改正です。法改正の前でも要するに認知症、これが判明したときには管轄の公安委員会、これは免許取り消し、または6カ月を超えない範囲で期間を定めて免許の効力を停止することができるかとされています。また、75歳以上の自動車運転免許所有者には、免許更新の際に認知機能検査を義務づけております。

今回の改正によりまして、75歳以上の運転免許所有者に対しましては免許の更新時だけでなく、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為、例えば信号無視などがあると思います、この行為があった場合には臨時認知機能検査、これを受けなくてはならなくなりました。

そして検査を受け、認知機能の低下が運転に影響が出るおそれがある場合、このように判断された場合には臨時の高齢者講習を受けなくてはならなくなりました。今回の道路交通法の改正に当たりまして、特に認知症の高齢者の対応に対して事故を未然に防ぐための方策の一つとして、今質問しました免許の自主返納が議論をされてきたところであります。

今回の改正の法案の審議の中でも、運転免許の自主返納等の理由で自動車を運転できない高齢者の移手段の確保については、地方自治体とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対応を講じていくこと、このような附帯決議が可決されております。これは衆議院の内閣委員会、6月10日に行われた委員会です。参議院でも同趣旨の決議が可決されております。国交省も、地方運輸局交通政策部長に対しまして「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の移手段の確保に向けた環境整備に係る取り組みについて」の通達を出しております。この通達の内容について伺いたいと思います。

また、住んでおります地域によっては、自動車は買い物や通院、通所などに欠くことができない手段であります。運転免許の返納は、高齢者の日常生活に大きな変化をもたらしております。市で策定をいたしました地域公共交通網の形成計画、これの中で高齢者に対します市の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの高齢者の移動の確保に関する御質問にお答えいたします。

高齢化が進むことに伴いまして、自動車を運転できない高齢者が増加しておりますが、御質問の中にありました通達につきましてはこのような状況に対応するために、平成28年9月2日付で国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長名で地方運輸局交通政策部長などに宛てて発信されたものでございます。

内容といたしましては、国として今後も高齢者の移手段の確保に向け、地方公共団体や警察などの関係機関等とともに連携・協力を強め、持続可能な地域公共交通網の形成促進を求めるといったものでございます。現時点におきましては、この通達に合わせた地方公共団体向けの具体的な財政措置などは講じられておりませんが、今後この通達に関連した国の動向につきましても注視してまいりたいと考えております。

公共交通に関する市の取り組みにつきましては、現在市内で運行されているさまざまな公共交通手段に対して、市では路線バスの運行補助や公共交通空白地有償運送の車両及び運営補助、かっぱ号の運営等を実施しております。平成28年6月に策定しました牛久市地域公共交通網形成計画の中では、高齢者のみならず障害を持った方や運転免許を持たない若年層等までを、公共交通を必要としている市民として捉えており、これらの市民に対しまして市街地や郊外団

地など人口集積の高い地域にはバスを、その他の郊外地域には乗り合いタクシーなどのデマンド型公共交通機関を導入することが基本方針となっております。

本市としましては、議員の御質問でございます高齢者向けの公共交通確保対策は重要な施策と考えておりますが、計画にもございますように公共交通を必要としている市民全体に向けた対策が、高齢者においても同様に有効であると考えております。

その手法につきましては、先日の石原議員の御質問にも答弁させていただきましたが、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーなど複数の手法があることから、コストの問題や担い手の問題などを慎重に調査研究して、地域ごとに適切な施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 大体通達の内容、そしてまた計画の中での取り組みについて御答弁いただきました。今の公共交通というところでは、高齢者だけでなく自動車を持たない世代が今はふえております。このように移動手段を持たない人の足の確保をどうしていくかが、今後の課題となっております。全ての人が自分で行きたいところに移動できるように、それが地域の公共交通網の計画の中で実現されなければならないと考えます。

牛久には地域の公共交通会議、今年度も予算に計上されております。この中身については、かっぱ号の問題だとか公共交通の問題をこの中で議論をしていくというふうに聞いておりますけれども、実際に平成29年度のこの交通会議の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

それというのも、今回は高齢者に限って質問をいたしました。高齢者の社会参加を促進する、気軽に外出ができる、このことが保障されれば高齢者の歩行障害、そういうようなことも防ぐこともできます。また認知症の発生のリスクを下げることもできる。強いて言えば、医療費の削減にもつながるということでは、やはりこういうふうに足の確保ということが高齢者だけではありませんけれども、重要な今後の施策の中にも入ってくると思いますので、当然そのような問題につきましては交通会議だけではなくいろいろと議論されるところがありますが、今回は交通会議、その進捗状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 地域公共交通会議に関しましては、昨年度まで地域公共交通網形成計画、これの策定のほうに当たっております。平成29年度におきましても、今年度の6月23日に第1回の公共交通会議が開催される予定となっております。その中で、今年度に関しましては昨年度つくりました交通網形成計画、これの位置づけられた再編計画等を具体的にまとめるような形で地域公共交通網再編実施計画、これを取りまとめていくような形になり

ます。

そのほかにはかっぱ号のお試し乗車券、そういったものを配布したいとかのモビリティ・マネジメント、またバスにふだん余り乗らない方、乗り方なんていうのもなかなかわからない方っていらっしゃるかと思います。そういった方向けにもバスの乗り方教室とか、そういったものも事業所と一緒に連携して、実行してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、高齢者の移動の確保については今後にも、多くの問題も含めておりますが期待をしたいと思っております。

それでは、3点目の介護保険の問題について質問をしたいと思っております。

先ほどありましたように、担当課のほうで作成をしていただいた資料がございます。これは、介護保険の第1期から第6期までの詳細について皆さんにお配りしております。第6期の介護保険の事業計画、これが2018年度で終わります。第7期がもうすぐ、今準備期間に入っているところなんですけど、国の制度改正も行われている中で5月30日に第1回介護保険の運営協議会が開かれ、私は傍聴いたしました。今後の計画につきまして、今までの実績を踏まえ介護保険第1期から今第6期ですがこの保険料の推移など、その問題について伺いたいと思っております。

介護保険料、そして利用料、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス、そのような介護サービスのこと、それから介護度別の問題について、一応ここに載っておりますが、担当のほうから伺いたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険料のまず基準額についてお答えいたします。

介護保険制度が創設されました平成12年度から平成14年度までの第1期は月額1,994円、平成15年度から平成17年度までの第2期は月額2,726円、平成18年度から平成20年度までの第3期は月額3,450円、平成21年度から平成23年度までの第4期は月額3,690円、平成24年度から平成26年度までの第5期は月額4,400円、平成27年度から平成29年度までの第6期は月額4,800円であります。第1期における基準額と第6期の基準額を比較いたしますと、2,806円上昇している状況でございます。

続きまして、サービスの利用者の推移についてお答えいたします。

第1期の平成14年度の居宅サービスの利用者が延べ7,711人、施設サービス利用者が延べ2,308人、第6期は今年度が最終年度となりますので、平成27年度の利用者実績では居宅サービスの利用者が延べ1万9,017人、施設サービス利用者が延べ5,388人、

地域密着型サービス利用者が延べ2,700人となっております。平成14年度末と平成27年度末を比較いたしますと、居宅サービスで延べ1万1,306人増加し、約2.5倍伸びております。施設サービスは延べ3,080人増加し、約2.3倍の伸びとなっております。地域密着型サービスは平成18年度より創設されましたので、第3期の平成20年度末の地域密着型サービスの延べ利用者1,419人と比較いたしますと延べ1,281人増加し、約1.9倍の伸びとなっております。

給付費の推移につきましては、第1期の平成14年度末のサービス給付費は居宅サービス費が6億7,000万円、施設サービス費が7億1,900万円、合計13億8,900万円。第6期は平成27年度実績として、居宅サービス費が17億9,700万円、施設サービス費が12億8,500万円、地域密着型サービス費が5億5,200万円、合計36億3,400万円となっております。平成14年度末と平成27年度末を比較いたしますと、居宅サービス費が11億2,700万円増加し、約2.6倍の伸びとなっております。施設サービス費は5億6,600万円増加し、約1.7倍の伸びとなっております。地域密着型サービス費は、第3期の平成20年度末の地域密着型サービス費3億9,800万円と比較しますと、1億5,400万円増加し、約1.3倍の伸びとなっております。

介護度別の推移につきましては、第1期の平成14年度末の第1号被保険者の要介護・要支援の認定者は、要支援1が170人、要介護1が350人、要介護2が198人、要介護3が138人、要介護4が142人、要介護5が114人、合計1,112人。第6期につきましては、平成28年度末の第1号被保険者の認定者数は、要支援1が303人、要支援2が338人、要介護1が512人、要介護2が569人、要介護3が367人、要介護4が321人、要介護5が254人、合計2,664人の認定者数となっております。第1期の平成14年度末と平成28年度末を比較しますと1,552人増加し、約2.4倍の伸びとなっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、第1期から第6期まで詳しく答弁いただきました。このように、65歳以上の人口も大きく伸びております。この保険料を見ましても、当初から比べるとやっぱり2倍以上、このくらい比較をしますとなっております。当初からこの介護保険、「保険あって介護なし」、このような批判を寄せられていたこともありました。このように、利用者もふえております。それに伴いまして、利用負担も増加しているということが、このいただきました資料の中からわかると思います。

それで質問のほうでございますが、全国では2018年の4月から地域支援事業、総合事業と言われておりますが、牛久市ではそれを前倒しで2015年から実施をしております。

2015年、2016年、このちょっと実績について伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域支援事業の実績についてお答えいたします。

平成27年度の訪問型サービス、これは既存の事業所を利用した方ですけれども延べ331人、通所サービスを利用した方が749人、シルバー人材センターを利用した訪問型サービスを利用した方は1件、地区社協の通所型サービスを利用した方が23件となっております。平成28年度につきましては、既存の事業所を利用した訪問型サービスを利用した方が延べ1,504人、通所型サービスを利用した方が3,364人、シルバー人材センターを利用した訪問型サービス、こちらについては21件、地区社協の通所型サービスは104件というような状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） このことも、総合事業地域支援事業に移行したということで、介護保険の会計のほうにもさまざまな入れ込み等が出てきています。これらによりまして、介護保険の計画にどのような影響が出ていると担当のほうで判断をしているのか、この辺を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 総合事業の実施によりまして、これまでの通所訪問は予防給付費から総合事業費へ移行したため、介護保険事業全体の費用といたしましては予防給付費が減少しまして、地域支援事業費が増加しております。今後は、先ほど御説明しました基準を緩和したさまざまなサービスの利用がふえていけば、総合事業費が下がってくると思われま。基準を緩和したサービスにつきましては、今年度から本格的に導入されてまだ実績というものがございますので、計画自体に今後どのような影響があるかというのは、今のところ不明でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、平成29年度に今要綱もできまして、その辺の利用の実態等も今後そこに反映されてくると思います。

それで、先日開かれました介護運営協議会のほうで財政の見込み、これはまだ決算見込みということでこの資料はいただいております。その中ではやはり保険給付費、そこが介護予防の諸費が大幅に減っています、平成27年度と平成28年度を比較してですね。介護サービスの諸費というのは、これは多分今までの介護保険で扱っているサービスではないかと思いますが、

この辺がふえています。それと、地域支援事業のほうが平成28年度はふえているということの実績が、この中から読み取れております。

その中に、これは制度のほう改正になったわけなんです、2015年の8月から現役並みの所得者がいる世帯の高額介護サービス費、この上限が3万7,200円から4万4,000円に引き上げられました。このことで、負担が増加した世帯の人数、金額について伺います。あわせて2017年の8月から、要するに今年の8月からなんです、今度は世帯内で誰かが市民税を課税されている世帯、ここが対象となります。まだ数字がはっきりしないかもしれませんが、今わかっている部分についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

2015年8月から現役並み所得者がいる世帯の高額介護サービス費の上限につきましては、3万7,200円から4万4,400円に引き上げとなっております。こちらの影響額としまして、平成27年度2015年の実績としましては43件、金額にいたしますと42万5,052円となっております。平成28年度の実績としましては176件、241万2,887円となっております。

また今後の予定ですけれども、今年度8月から世帯内に市民税が課税されている世帯の上限額につきましては、現行の3万7,200円から4万4,400円に引き上げとなります。対象となる件数につきましては現時点では確定はしておりませんが、平成28年度末現在の第4段階、3万7,200円の利用負担上限額の方の件数を参考にしますと1,268件となります。影響となる金額につきましては、現段階ではわかりません。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） この高額介護サービス費、これが引き上げられたということは、個人負担とか市の負担がこの分について減るわけですね。ですから、介護保険の第7期の影響にも出てくると思いますので、この辺については注視をしていきたいと思います。

続きまして、介護保険の給付費準備基金、現在の残高について伺いたいと思います。2017年も準備基金からは2億7,000万円を取り崩して、今介護保険のほう計画をされております。第7期に向けての考え、介護保険の運営協議会でのことになるというふうな答えになってしまわないように、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険の準備基金ですね、こちらの残高についてお答えいたします。

こちらにつきましては、今回の第6期計画の中で平成29年度に2億7,100万円の取り崩しを行います。今年度その取り崩しを行ったことによりまして、残高としましては9億7,387万9,839円となります。今後の取り崩しということでございますけれども、今後第7期の計画策定に向けましては給付費の推計、また第1号被保険者の人数の推計等を行いまして、65歳以上の方の負担が決まっております。そうした中で保険料が上昇するのかどうかというのを含めまして、それに基金をどれだけ投入するか。投入して伸びを抑えるという考え方は当然持っておりますけれども、第7期の今からの計画策定の中でその点につきましては運営協議会の中でも議論されるところでございます。

第6期の計画におきましては、今後の基準額の見込みとして平成32年度が6,502円、平成37年度8,315円という推計も出ておりますので、今後の給付費の伸びというのを第7期だけではなく、その後の計画の中の給付費というのを注視していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 現在、平成29年度に準備基金から2億7,100万円を取り崩し、現在は約9億7,300万円ぐらいあるということですが、今度のまた決算によりまして、この金額がまた伸びるんじゃないかというふうに想像するわけです。今平成32年の保険料が6,502円、平成37年度が8,315円、これ基準額でおっしゃっているんだと思いますが、当然ここにかかりますと介護保険料が皆さんが本当に払える保険料になっているのかどうかということを、非常に疑問に思うわけですね。ほかの自治体に比べてこの介護保険の準備基金、9億7,000万円、多分10億円ぐらいになるんじゃないかと思いますが、このような基金要するに貯金をこのまま置いておいて、多少なりとも計画の中に繰り入れるとしても非常に余りにも大きな金額ではないかと思えます。

介護保険の運営協議会でも当然議論されることだと思いますが、事務局としてはそれこそ保険料を上げないで、据え置きでこういうような基金で対応するというふうに考えていただけるということ、これは要望にとどめておきたいと思えます。ここで答弁を求めても、そのことについては多分難しいというふうに思えます。

続きまして、第7期の介護保険の事業計画、今準備に入っていると思えますが、現在進めております計画の具体的なスケジュールと、策定に向けての考えをお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険事業の円滑な運営と介護給付等のサービス、地域支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として、介護保険事

業計画を3年ごとに見直し、策定をしております。今年度は、平成30年度から平成32年度までの第7期計画を策定するわけですが、向こう3年間の将来推計人口、介護認定率、サービス利用率の伸びを推計し、介護サービスの基盤整備等の必要性、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査結果等の基礎調査結果を検討及び反映し、それに必要な費用を算出して介護保険料基準額を見直し、決定していくことになります。

具体的な計画策定スケジュールでありますが、高齢者保健福祉計画の策定と並行して進めてまいります。8月にまず高齢者保健福祉計画策定委員会において、目指すべき高齢者施策の方向性を御審議いただき、10月より高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を高齢者保健福祉計画策定委員会並びに介護保険事業運営委員会において御審議いただく予定であります。その後数回この2つの委員会を開催しまして、今年度かけて計画案を策定していく予定でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、第7期の介護保険料が決まるのはどの辺で決まってくるのか、その辺を再度確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 最終的な計画策定というのは、先ほどのスケジュールどおりいったとしまして年明けになろうかと思います。1月ごろを想定しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 本当にこの介護保険につきましては、高齢者にとりましては命綱ということにもなりかねません。年金からの天引きで介護保険料がどんどん引かれるので、一体生活をどうやって安定しようかなんてというような高齢者の声も聞かれています。牛久市は、よく言われていることではございますけれども、常磐線沿線の中で唯一人口が増加をしている牛久市でございます。特にひたち野地域におけます人口増加、これは新しいまちとして注目をされております。今新中学校の建設、新たな人口増に結びつく、このような要素が多いと考えております。一方東部地域・西部地域などは人口が減っていると言われております。

国はこのような中で、団塊世代が75歳になる時期をターゲットに、医療も介護も年金も社会保障を削減する方向であります。しかし、私どもこの牛久というところに住んでおまして、このような多くの問題を抱えておりますが、削減ではなく充実に向けた今度の介護保険の事業計画、それにしても安心してこの牛久市で暮らせるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で、遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従って一般質問を進めてまいります。

1つ目に、国保の広域化についてです。初めに国民健康保険、国保ですね。これは住民の命と健康を守る公的医療保険であるということを前提に、質問を進めてまいります。

国保の都道府県化は、2015年の5月に成立した医療保険制度改革関連法に基づき、2018年4月実施となります。実施まで1年を切っていますから、かなり詳しいところまでわかってきているのではないかと思います。都道府県化ということで、県が保険者になるけれども、市は事業から撤退するのかと思っていたところ、そうではなくて市も引き続き保険者となって、保険税率の決定・賦課徴収・資格管理・保険給付・保健事業等を行うと聞いています。つまり、運営主体がこれまでの市に県が加わり、県単位で財政運営が行われることとなります。それが国保の広域化、つまり国保の都道府県化と認識しています。

市民の皆さんからは、「広域化になると、今でも高いと言われている国保税が、さらに高くなってしまわないのだろうか」と心配の声が届いています。広域化とはどのような仕組みになっていくのか、市民負担がふえるのか、ふえないのかも含めて質問をしていきたいと思えます。

まず、それらの前提となる牛久市の現在の国保の状況について、国保の世帯数、被保険者数、滞納世帯、差し押さえの件数、差し押さえ額はどのようになっているのか、また国保会計への一般会計からの繰り入れ、これも牛久市は行っておりますが、どのようになっているのか。平成27年度の決算では、法定外の一般会計からの繰入額は約3億円となっておりますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 御答弁申し上げます。

国保の加入状況につきましては、平成29年3月末現在で1万2,583世帯、被保険者数

が2万1,324人となっております。そのうち滞納世帯につきましては1,167世帯となっております。差し押さえの状況につきましては、平成27年度までの国保税の未納者311人、未納総額約3億5,986万円を対象に差し押さえを実施しております。

続きまして、一般会計の繰り入れの状況につきましてお答えいたします。平成27年度の決算で、保険基盤安定分を初めとする法定繰入額が4億3,702万5,679円、保険料補填のための法定外繰入額が3億801万6,521円、合計で7億4,504万2,200円となっております。平成28年度の決算見込みでは、法定繰入額が4億3,235万9,703円、法定外繰入額が1億280万2,000円となっております。合計で5億3,516万1,703円となり、前年度に比べ2億988万497円の減となる見込みとなっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それから、この法律の成立によって来年約3,400億円の国全体での追加公費投入が一部先行実施されまして、2015年度より約1,700億円、これが低所得者の多い保険者への財政支援分ということで保険者に配付されているということになっているわけですが、その状況について。また、残る1,700億円は都道府県化の実施後に投入されるということですが、既に配付されている国の1,700億円分の支援金の牛久市への影響についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 御質問の1,700億円の支援金につきましては、国保の低所得者の保険料軽減に対して公費を補填する保険基盤安定制度のうち、国保税の軽減の対象となった一般被保険者の人数に応じて配分される保険者支援分でございます、その繰入額の4分の3について補填される負担金となります。

具体的には、国保税の軽減割合には7割・5割・2割と3種類ございまして、保険者支援分につきましては平成26年度までは7割及び5割の軽減だけが対象となっておりますが、平成27年度からは2割の軽減分も追加され、さらに全体の負担率も引き上げられたことによるものでございます。

牛久市での影響額としましては、平成28年度の保険者支援分の繰入額が1億2,292万1,471円で、平成26年度と比較しますと7,696万1,176円の増、内訳といたしましては国からの補填が3,848万588円の増、県からの補填が1,924万294円の増、差し引き市の負担も同額の1,924万294円の増となっております。

対象者の人数につきましては、平成28年度で7割・5割・2割合わせて9,572人で、平成26年度に比べて3,595人の増となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） さらに、短期保険証について伺いたいと思いますが、どうしても滞納してしまった人に3カ月または6カ月の短期保険証が交付され、資格証明書というのがありますけれども、資格があるというだけで医療機関の窓口で全額を支払わなければならないという資格証明書ですね。もともと払えない人が、全額を支払うということは事実上不可能であります。牛久ではこの資格証明書を発行していないということは、大変評価できることではないかと思っております。また、短期保険証が平成28年度末で1, 118世帯、2, 019人に交付されているということをお聞きしましたけれども、この短期保険証の数は多いのではないかというふうに思うんですが、資格証明書を発行していない分そういう形になるのかどうか。また、短期保険証発行の実態について、どのような場合にどのように発行しているのかということについてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 短期保険証の実態につきましてお答えいたします。

前年度に賦課した第7期、12月納期ですが、第7期までの本税を完納していない場合に、4月を基準として3カ月の短期保険証を発行しております。完納するまでの間は、納付状況を見て3カ月ずつの更新となります。更新までの期間中、納付される様子がないと認められる場合には、3カ月未満の短期保険証となる場合もございます。なお、以上の要件にかかわらず高校生以下の被保険者には6カ月の短期保険証を交付しております。完納を確認した場合には、即座に1年有効期間の保険証に切りかえてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 滞納世帯と滞納による差し押さえ件数についてなんですけれども、先ほどお示しいただいた金額でいきますと3億円ということなんです。5月15日に県の国保対策室から入手しました資料、国保税滞納処分の状況という県内の一覧表がありまして、それを見てみますと平成27年度においては牛久市は延べ差し押さえ件数が510世帯、差し押さえ額は7億6, 618万円となっているんですね。ちなみに取手市は403世帯5億3, 968万円、龍ヶ崎市は575世帯1億7, 458万円、つくば市が356世帯で1億8, 479万円、水戸でいきますと758世帯で水戸でも2億7, 985万円というふうに一覧表には掲載されていまして、牛久の件数や額がともに断トツであるわけですね。大変多いことに驚いているんですが、これはどういうことなのか後ほど説明をいただきたいと思っております。

それから収納率を見てみますと、県の平均が90.64%に対して牛久市は93.27%、

県内9位であって、非常に牛久市民は優秀な納税者であるということがうかがえます。一方、国保税が高いという訴えが多く寄せられていることも事実です。なぜ国保税が高いのか。国保の加入者のうち最も医療を必要とする高齢者が全体の4割と多いにもかかわらず、年所得200万円以下の低所得者が8割を占めるという国保税がより高くなってしまいう仕組み、そういう仕組みになっているわけですね。

国保というのは、他の保険に比べて非常に低所得者の方々が加入していらっしゃる。例えば、月に20万円いくらかいかなかの額で、2人の子供さんの教育費や家賃、食費を賄っている。これが特異な例ではなくて、国保税の家族の皆さんこういうケース、またもっと所得の低い方々で占められているわけです。ですから、誰か家族の中で1人が病気になったり、職がなくなれば立ち行かなくなる。そういう生活実態が広くあるのが国保税、国保をめぐる現状だと思います。ですから、滞納者にはぜひとも生活の現状をきちんと把握し、生活がなりゆくように親身になって相談に乗って対応していただきたいと、私ども常々申し上げているところです。

このように、国保を厳しい状況に追い込んできた原因として見過ごすことのできない問題は、国が1984年の法改正で国保改正に対する国庫支出金を減らしてきたからです。皆さんのところにも、このようなグラフ図を配付させていただいておりますけれども、これを見ていただきたいと思いますが、これは国民健康保険事業年報に掲載されている年間国保税と国庫負担金の推移です。法改正以来国庫負担が削減され、国保会計の総収入に占める国庫支出金の割合は1980年代の50%から、約25%に下がっています。その分、1人当たりの国保税は右肩上がりに高くなっているわけで、いかに国民負担をふやして国保税を高くして運営をしているかが、このグラフを見ると一目瞭然ではないでしょうか。

余りに住民負担が多くなることから、市町村が独自に一般会計から繰り入れをして補っている、牛久市もそうです。牛久市においては、国保会計の一般会計からの繰り入れ、先ほどお話しがあったとおりであります。市民の負担軽減に努力をしている自治体であります。

しかし、国はこれを悪い繰り入れだとして、削減を促しているところもあるとのこと。国は、国庫負担をただいまお示ししました図のように急激に減らしておきながら、それを補填せざるを得ない自治体に対しては、ペナルティーを科すところもあると聞いています。とんでもないことではないでしょうか、国のやり方は。財政困難だから、国民には負担増を押しつけて、忖度だか何だかわかりませんが、首相が使いたいと思うところにはどんどん使うという税金の使い方が間違っているのではないかと思います。国民の命と健康にかかわるところの税金は、しっかり使うべきだと考えます。基本的にはこのところが解決しないと、国保の広域化をしても国保税を上げて対応するだけになってしまうのではないかと、危惧するものです。

次に、国保の都道府県化を進める背景と仕組みについて伺います。広域化によって、同じ県

内であれば同じ保険料にしようとするのではないかと考えますが、どう検討されているのかお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

まず、先ほど御質問がありました県のほうの国民健康保険料、滞納処分の状況の資料の件でございます。まず、こちらの資料で牛久の差し押さえ額が7億6,618万円ということで、なぜ高額なのかという御質問でしたが、こちらは実際には差し押さえた資産の価格にかかわらず、滞納額に差し押さえ回数を乗じた金額ということになっておりますので、実際の差し押さえ額を大幅に上回る表記となっております。例えば100万円の滞納を対象に10万円と20万円の預金通帳を差し押さえた場合、差し押さえ額は30万円ではなくて100万円掛ける2回で200万円という計上となっているということでございます。

続きまして、都道府県化によりまして同じ県内であれば同じ保険料になるのかというような御質問でございましたが、今回の都道府県化ですが都道府県によって保険料方式を選択できるようになり、御質問のような県内統一の保険料方式もその選択肢にございますけれども、茨城県の場合は各市町村ごとに保険料率を決められる基本的な算定方式になる見込みでございます。具体的には、その算定方式は7月に決定する予定でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 先ほどの差し押さえ額なんですけれども、県の統一した資料の中で計算方法が違っているというのはおかしいんじゃないかと思いますが、そうであれば統一した方法にしたほうがよいのではないかと思います。大変牛久の誤解を生むというか、よくわかりませんよね、今の説明を受けても。だから、今後その辺県に言ったほうがいいんじゃないかと思いますが、それは要望しておきたいと思います。

それで、あと県と市の役割についてですね。今後どのようにっていくのかということなんです。先ほど申しましたように当初は後期高齢医療制度のように県が全て統一して、事務まで行うのかと思っていただけですけれども、国民健康保険は都道府県化といっても、市のかかわりがこれまで同様残されているということはよかったですと思います。県になりますと、直接住民の声が反映しにくくなります。市であれば、いやが応でも市民の生活実態や状況を把握しやすい立場にあります。苦情も多く寄せられているところだと思います。したがって、住民と身近に接する市が、今後においても負担軽減の努力を行うことなどができるかという問題です。住民の福祉の増進を図る自治体としては、当然法定外の繰り入れを認め、高過ぎる保険税を改善する責任と役割を果たしていただきたいと思います。引き続き国保事業を担う市の役割を明確

に認識して、今後そのような方向で当たっていただきたいと思いますが、考え方について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 国保の都道府県化につきましては、平成27年5月に成立いたしました医療保険制度改革関連法の中で国民健康保険法が改正され、平成30年4月から施行される新たな国保制度となります。施行に至る背景といたしまして、現行の国保制度では各市町村が、個別の保険者として資格の管理・保険給付・財政運営を行っているところでございますが、国保では退職後に加入される方が多く、罹患率の高い高齢者や所得の低い方の加入率が高いため、保険料等の収入を上回る医療費の増加により財政難に陥る市町村の増加が想定される現状に鑑み、新たに都道府県が財政運営の責任を担う保険者として市町村保険者とともに共同して国保事業を運営することによりまして、制度の安定化を図っていくというものでございます。

新制度におきまして、県は市町村全体の保険給付等の歳出と公費等の歳入を集約した上で、その不足分の補填として市が負担すべき「事業費納付金」と当該納付金の財源として必要な保険料収納額に見合う保険料率をあらわした「標準保険料率」というものを決定します。

市は、算定された「事業費納付金」を県に納めると同時に、「標準保険料率」を参考として現行の保険料率との比較検討を行うこととなります。

保険証の発行等の資格管理につきましては、事務の効率化、標準化を推進する県と連携を図りながらも、従来どおり市が行ってまいります。

給付につきましては、市が負担した医療費の全額を県が交付金として支払うこととなっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それでは、この広域化ということによるメリット・デメリットなどについては、どのように考えているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 新制度では、月ごとに市が負担した医療費につきまして県から交付金として全額補填されますので、急激な医療費の上昇があったとしても一般会計からの補填を要さずに対応できるという構造となります。また、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担の限度額が引き下げられる「多数該当制度」につきましても、現行では同一市町村内のみで有効となっておりますけれども、新制度では同一県内で有効となり、加入者の負担軽減が図られるということでございます。

国保税に関しましては、来年1月に示される予定の納付金の額次第では、税率の見直し等により被保険者に御負担をお願いすることも想定されます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 新制度導入による保険税の決め方についてなんですが、牛久で想定される影響についてはどうなのか。これまで4方式で来ているわけですが、その4方式が維持されるのか。その見直しについて伺いたいと思います。保険税の賦課方式、4方式といいますとこれまでは所得割40、資産割10、均等割35、世帯割15というふうになってきおりますけれども、広域化によって変わるのか、それとも従来どおりなのか。また、維持されるのかどうかということについて伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 新制度では、保険税の決定に先立ちまして都道府県が各市町村が納めるべき納付金額を決定すると同時に、当該納付金に見合う保険料収納を見込むための標準保険料率を示します。

標準保険料率では、赤字補填のための一般会計からの繰り入れは考慮されていませんので、そのまま採用すると極端な税率の上昇を招くおそれがございますので、現行どおり一般会計からの繰り入れを維持することも考えられますが、それでもなお現行の税率との乖離が生じるような場合には、税率の見直しの検討も必要ではないかと懸念しております。

また、茨城県の場合は全体の標準保険料率の算定に当たりまして、所得割額と均等割額の2方式で標準保険料率を示すということですが、各市町村では標準保険料率を参考にして任意の方式を維持または採用できるということになっております。

牛久市では、現行で所得割額、資産割額、均等割額、平等割額から成る4方式を採用しております。4方式では、特に資産割額におきまして所有する土地家屋の規模に応じて保険税の負担を求められるという利点もございますので、今後示される納付金の額が現行の税率で対応できるようであれば現行の4方式を維持することも可能ですが、近年の社会情勢の変容から固定資産の所有者が保険税の負担能力にそぐわない状況が少なくないという状況も踏まえ、他市町村において資産割額を廃止する傾向もあるということを検討しますと、3方式ないし2方式への見直しも必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、見直しの検討材料である納付金額につきましては、来年1月に決定される予定とのことですので、今後も情報収集をしながら納付金額の予測を行い、見直しの検討をしてみたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 確かに資産割については、多くの方々から私どものほうにも意見が寄せられて、お金がないのに資産があるからということで保険税が非常に高いという、払えない、そういうような訴えも聞いております。また、子供の人数が多ければ多いほど世帯割ということで負担が多くなるとか、いろいろそういうことが起きておりますので、ぜひともその辺よく状況を把握した上で決定をしていていただきたいと思います。

お話を伺っていますと、どうしても保険税が上がるということが心配されるわけなんです、その点の見通し、さらに詳しく見解を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 先ほども申し上げましたが、保険税率の見直しにつきましては今後示される納付金の額次第ということになりますので、現行の税率で対応できるのであれば税率も4方式を維持してまいりたいところでございますが、標準保険料率との乖離が生じた場合、または3方式ないし2方式への見直しを検討する場合には、あわせて税率を引き上げる可能性も考えられるということでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） この都道府県化によって要するに住民負担増、それとあわせてやはり医療給付費の削減といいますが、おのずと受けなくなるとかいろいろそういう医療費抑制、これがセットで行われることが国の目的じゃないかというふうに私どもは危惧しているわけなんですけれども。したがって保険税、当然上がるというふうに考えられてしまうわけですね。今の答弁を聞いていまして、どうしてもそのように感じてしまうわけです。

県に対して100%の納付金を納めなければならなくなるというわけで、徴収できなかったからといって決まった納付金の金額は、当然100%納めることが義務づけられると考えられるわけです。今後の国保会計への法定外繰り入れの問題なんです、牛久市独自に一般会計から繰り入れて市民負担を減らす努力をしてほしいと思いますが、その考え方について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 一般会計から国保会計への繰り入れにつきましては、保険基盤安定化繰り入れなどの法令で繰り入れが認められている法定繰り入れと、保険料不足により生じる赤字補填のための法定外繰り入れがございます。法定外繰り入れの過去3年間の推移といたしまして、平成26年度が約2億4,600万円、平成27年度が約3億800万円、平成28年度が1億200万円の見込みとなっております。

新制度で示される標準保険料率には、法定外繰り入れは考慮されていないため、標準保険料率

をそのまま当てはめた場合には急激な税率の引き上げとなることが予想されますが、税率の見直しも考慮した上で法定外繰り入れの適正な上限額というものを模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） その法定外繰り入れについてですけれども、広域化によってしてはいけないということではなくて、そのことに関してはやってもいいということが厚労省のほうからの話であると思われまので、そこのところもう少しよく精査していただきまして法定外の繰り入れ、これをぜひやっていただきたいというふうに思います。

そして、制度発足までの国保の運営協議会についてなのですが、どのように開催されるのか。今後、県のほうでもこの運協ができるということだと思いますが、県市ともに開かれていくわけですが、その運協の名称等も変わることはないのか。また、運営方針について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 今後の運営協議会の開催予定につきましては、委員に対する新制度の説明及び納付金額の予想と、これに伴う保険税の必要額、法定外繰入額の見込み、税率見直し等のシミュレーションを重ねた上での内容報告と協議のために、年内に2回程度実施する予定であります。

また、来年1月に決定される納付金の額によりますが、税率の見直しが必要となった場合には国保税条例の一部改正を協議会のほうにお諮りした上で、3月定例会に議案上程することも想定しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 何だか、やっぱり3月議会に値上げの議案が出そうですね。非常に心配しております。

牛久市のこれまでにいえば、11年間国保税の値上げをせずに、毎年約3億余の一般会計からの繰り入れを行って切り抜けてきたこと、それから資格証明書の発行をしなかったこと、それから子供の医療費を18歳までに引き上げたこと等々、悪い国の制度の中でも市民生活を守る防波堤としての役割を果たすべく市が頑張っているということを評価して、今年度の国保会計の予算に私どもは賛成をした経緯があります。しかし、今後広域化によってこれまでの構造的な問題が解決するかといえば、その可能性はこれまでの答弁の中でもなく、さらに加入者の負担がふえるのではないかという懸念が払拭されません。

そこで、最後に市長に伺いたいと思いますが、国保の都道府県化によってさまざまな不安が

消えませんが、市としては一般会計からの繰り入れを行う、このところぜひ強調しておきたいんですが、市民負担をふやすことなく公的医療保険としての役割を維持できるよう頑張ってくださいと思います、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 県の納付金については、保険税や各種交付金等の財源をもってなお不足する場合は、一般会計からの繰り入れもやむなしと。そして、それも視野に検討することになると思います。いずれにしろ、具体的な案が示された段階で取りまとめ、そして運営協議会などを経て適正な判断をしていきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 国保税値上げ、明らかになってまいりましたが、今市長から一般会計からの繰り入れもしていただけるというような答弁もいただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、認知症対策についてです。私は、4月26日から4日間にわたって京都で開かれました第32回アルツハイマー病協会国際会議に、「茨城認知症の人と家族の会」のメンバーとして参加をしておりました。市の職員、県の職員、家族の方たち、それから薬剤関係の方々、ともに御一緒しました。国際会議は世界78カ国から約4,000人が参加し、専門分野からの研究報告は詳細なデータとともに早朝から15分から30分ごとになされ、その数は4日間で600を超える多彩なプログラムでした。

我が家の一大事として捉えていた認知症が、今や人類の大きな課題となっていることを驚愕の思いで捉えました。世界中の医師、研究者、学者、製薬関係、行政関係等々が集まり、家族と何より当事者を交えて一堂に会する国際会議は、未来への希望としてとても心強く感じました。アルツハイマー病が発見されて110年がたつ今、数々の偏見と誤解にあふれていた時代に家族の会が1980年に設立され、現在に至っている歴史も知りました。今回のテーマは、「認知症、ともに新しい時代へ」ということですが、国際会議が開かれるたびに新しい展開が繰り広げられているとのことでした。

世界では、日本の取り組みが最も進んでいると聞きましたが、まだまだ課題は山積しています。当事者しかわからないことがある中で、当事者が声を上げることの大切さが強調されました。なお、この国際会議に認知症本人の参加は約200人に及び、画期的なものとなりました。13年前にやはり京都で開かれた国際会議では、当事者の参加は9人だったそうですから、大きな変化です。今や高齢化社会の中で避けて通れず、医療・介護の最重要課題になりつつあるということを実感を受けとめ、テーマでもある「認知症にやさしい社会」「認知症とともに暮らせる社会」を目指していく方向性が示されました。私も体験者として声を上げ、できること

に取り組んでいきたいと思った次第です。

初めに、新オレンジプランの柱と認知症初期集中支援チームについて伺います。

厚生労働省は、2025年には5人に1人が認知症になるという計算のもと、国家戦略として新オレンジプランを策定しました。その中で、2018年までに認知症初期集中支援チームを全市町村に設置するとしています。また厚生労働省は、「これまでのケアは危険が発生してから事後的な対応だったが、今後の目指すべきケアは危険の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置く」とし、一歩前進する対策を講じようとしています。その流れの中で、認知症初期集中支援チームの設置は大変重要な施策と考えられます。新オレンジプランの7つの柱と、認知症初期集中支援チームについて、背景についてはどのように捉えているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 新オレンジプランは、平成27年1月に策定されました。その背景は、2025年に700万人、約5人に1人が認知症となると考えられる中で、認知症の人を単に支えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるように支援する体制づくりを目指すという考え方が基本となっております。

新オレンジプランの柱は7つございます。1つ目といたしまして、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進。2つ目、認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等の提供。3つ目として、若年性認知症施策の強化。4つ目といたしまして、認知症の人の介護者への支援。5つ目として、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進。6つ目として、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進。そして最後7つ目といたしまして、認知症の人やその家族の視点の重視、以上の7つでございます。

認知症初期集中支援チームの創設の背景といたしましては、早期対応のおくれから認知症の症状が悪化し、行動・心理症状等が生じてから医療機関を受診している例が多いこと。ケアの現場での継続的な支援が不十分で、適切な認知症のケアが提供できていないこと。これまでの医療やケアは、認知症の人に危機が生じてからの事後的な対応が多いことなどが挙げられているというところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 根拠についてはどうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 認知症初期集中支援事業は、介護保険法第115条の45第2項第6号の地域支援事業の認知症施策の規定に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重

され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、認知症の方やその家族に対する初期支援を包括的かつ短期集中的に行うというものでございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 新オレンジプランの基本的な考え方、それから集中支援チームのことについて伺いましたけれども、そのチームの概要についてはどうでしょう。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 初期集中支援チームの概要といたしましては、複数の専門職が認知症の人やその家族を訪問して評価を行い、包括的かつ短期集中的に必要な医療や介護サービスに結びつけ、自立生活のサポートを行った上で医療やケアチームに引き継いでいくというものでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 集中支援の流れについてはどのようになっているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 集中支援の流れにつきましては、まず対象者の初回訪問・評価を行います。次に、サポート医を交えてチーム員会議を開催し、必要に応じて認知症疾患医療センターやかかりつけ医と連携いたします。本人・家族への評価の説明をし、ケア方針を決定します。そして、期間はおおむね3カ月、最長でも6カ月を目安に初期集中支援を実施し、必要に応じて検討委員会に助言を求めてまいります。集中支援終了後モニタリングを行い、ケアマネジャーや医療機関等に引き継ぎ、集中支援終了という形になります。終了後2カ月間は支援の対象となり、継続的な観察等を行っていくというところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） どのような人を対象とするかについてなんですけれども、さきの国際会議で衝撃だったことの一つに、46歳でアルツハイマーになり、オーストラリアの政府の元高官であったクリスティーン・ブライデンさん、現在68歳の方ですね。今なお病と闘いながら講演などを続けている姿でした。日本でも、39歳で若年性アルツハイマー型認知症と診断された丹野智文さん、現在43歳ですが、不安を抱える認知症の人の相談に応じる団体「オレンジドア」を仙台の地元で運営しているということ、そのことを講演しておりました。

このように、一部ではありますがさまざまな形で認知症とともに暮らし続けられる社会が模索されていることを知り、新しい認知症の時代を感じることもできました。早期発見によって、いまだこれといった新薬があるわけではありませんが、さまざまな取り組みの中で生きる希望

を見出していくことができ、初期段階の期間をできるだけ長く延ばしていくことで、本人も楽に過ごせることにつながり、社会全体から見れば医療費の大幅な削減にもつながっていく、これは国の考え方ですが考えられるところです。そうした点からも若年性アルツハイマーなどの早期発見、これは非常に重要で、そのために40歳以上を対象としているということもあろうかと思われま。

将来的には、40歳以上の検診のときにエムアラングを義務づけることが確実に早期発見の支援につながれると思われま。今後国に対しての要望あるいは意見書などによって、議会としても取り組んでいく必要があると思われまるところです。どのような人を対象とするかについて初期集中支援の大きな柱、今後どう早期発見し支援をしていくかにつながる問題です。初期の発見と、既に進行していても医療機関につながっていない人などの発見が目的と思われまますが、その点について伺いま。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 認知症本人に自覚がないか、あるいは取り繕いによって病状を否定している場合、一番身近で異変に気づきやすいのはやはり家族や友人と考えられま。そのため、一つには認知症という病気の初期の特徴や受診の必要性、対応可能な医療機関や相談窓口等について周知を広く市民に行うことが重要と考えられま。

その上で、民生委員・児童委員や市民が躊躇なく相談できる体制づくり、医療機関との連携を考え、早期発見・早期対応に結びつけていければと考えておりま。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） チームの人員配置の要件、そして活動体制について伺いま。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） チーム員は、専門職と認知症サポート医で構成され、その要件は専門職においては社会福祉士、介護福祉士等の介護の専門職及び保健師、看護師等の医療の専門職で国家資格を有する者、かつ認知症ケアまたは在宅ケア実務経験3年以上を有する者で、国が指定する研修を受け試験に合格した者でございます。専門医に関しましては、日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医、または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者、または認知症サポート医であって認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者でございます。

活動体制につきましては、介護・医療専門職2名以上と認知症専門医の計3名以上で1チームとし、対象者宅への訪問は介護・医療の専門職それぞれ1名以上で行いま。専門医は必要

に応じてチーム員会議への参加や相談に応じ、専門職を支援するということとなります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 地域包括支援センターと市の関係についてなんですが、主体的に行っていくのは地域包括支援センターということになるのかどうか、その関係について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 初期集中支援事業は、現在地域包括支援センターが行っております認知症の人に対する初期の対応を、チームをつくって専門的にかつ短期集中的に行うというものであるため、直営・委託にかかわらずほとんどの自治体がチームを地域包括支援センターに置く予定でございます。当市におきましても、本年10月から地域包括支援センターに委託することで準備をしており、業務に携わる専門職は兼務として、既に2名確保したところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 普及啓発についてなんですけれども、認知症は初期の段階の対応・治療によって進行が抑えられ治せる認知症、また進行を抑えることができる認知症があることが明らかになっているわけなんですけれども、先ほどの部長の答弁にもありましたように、認知症の初期は家族でも認識して病院に行くことを勧めるのが大変難しいと感じております。この普及啓発についてどのようにしていくのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 普及啓発につきましては、介護支援専門員連絡協議会、民生委員・児童委員協議会等で周知、また市ホームページ、広報紙、支援センターだより、地域かわら版等への掲載で周知してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 「ケアパス」の必要性と進捗状況についてなんですけれども、皆さんのところにもお配りをしていただきました牛久市でつくられました「認知症ケアパス」ですね。「ケアパス」というからちょっと何かと思っただけなんですけれども、ケアの支援について紹介するパンフレットですね。この初めのところ書いてありますけれども、「もしかして認知症かも」とあります。「そんなときに、本人や家族はどこに相談して、どのような支援やサービスを受けることができるのでしょうか。認知症ケアパスは、認知症の状態に応じた支

援やサービス、相談窓口について御案内するものです」と書かれております。ここは、非常に大事なところだと思います。

私も、この問題は降りかかってくるまで他人事だと思っていました。いろいろ教えていただく中で、認知症というのは誰よりも本人が一番気づくのだそうです。しかし、気づいても家族にすら隠そうとしたり、放っておいては事態がどんどん進行してしまいます。できるだけ初期の段階で医療機関の診断を受け対応するかによって、その本人の家族の人生が変わってきます。認知症になったとしても、住みなれた場所でできるだけ長く生活を送ることができるように、社会全体の取り組みをしていく今回の初期集中支援チームの事業ではないかと考えます。「ケアパス」の必要性と進捗状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 認知症ケアパスは、認知症の症状に応じていつでも変わらぬ支援が受けられるような仕組みづくりをあらわしたもので、認知症の人とその家族にとって必要な支援といたしまして、国の認知症施策の中で全自治体に作成が義務づけられたというところでございます。

牛久市では、平成27年12月に高齢福祉課、健康づくり推進課、社会福祉課、地域包括支援センターから代表各2名を選出してワーキングチームをつくり検討を重ね、本年3月末に完成に至ったという状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それぞれの自治体で独自の部分を入れるようにという指示もあるように思うんですけども、私これを見ていたところで一番最後のページの6番目に「穏やかはっきりした話し方で」という中で、「その土地の方言でコミュニケーションをとることも効果的です」、このあたりは牛久独自で入れたのかななんて勝手に思ったんですが、もし独自のところがありましたらお聞きしたいと思います。

それと、その配布と活用についてどのように行っていくのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問で、各市町村独自の作成についてでございますが、まずは見開き開いていただきまして、認知症相談窓口ですね。ここを牛久市の実態に合わせた問い合わせ先と、それぞれの状態に応じまして支援できるサービス、番号を振りまして問い合わせができる、一目で見れるような図を作成したというふうなところもございます。また、議員がおっしゃるようなところにつきましても、工夫をしているというところもございます。

「ケアパス」につきましては、3,000部を作成し、民生委員・児童委員協議会と介護支援専門員連絡協議会で説明して配布したほか、地域包括支援センター、高齢福祉課、健康づくり推進課、そして「認知症の人と家族の会」の窓口に準備しておきまして、相談を受けたときに必要に応じて活用をしているという状況でございます。今後は、地域包括支援センターで作成いたしました認知症マップと合体をさせる形で編集、改訂も考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） そうしますと、この配られましたマップとあわせた形で改訂された場合に、全戸配布とかそういうことはお考えにないかどうかということも伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 確かに認知症につきましては、今後75歳を迎える方が多くなっていく中であって、誰でもなる可能性のあるところでございますので、できる限り全戸配布できるような方向で検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、認知症サポーターの養成と今後の活動についてです。

認知症サポーター養成講座を受けた人が認知症サポーターということなんですけれども、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうこと、例えば友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努める、隣人あるいは商店、交通機関等、まちで働く人としてできる範囲で手助けをするなど、活動の内容は人それぞれで緩やかです。サポーターの中から、地域のリーダーとしてまちづくりの担い手が育つことも期待されます。

サポーターには、支援する目印としてブレスレット、オレンジリングをつけて、このオレンジリングが連携の印になるようなまちを目指すということです。認知症サポーターは、認知症を一般市民に身近に引き寄せる役割があると思われまして、牛久では非常に多くのサポーターを生み出してきて、断トツであります。平成29年の3月末で1万2,867人と聞いております。その役割は大きく、有効的な活躍の場が期待されるところで、以前の議会でも取り上げたんですけれども、その後の進捗状況はどうなっているのかということについてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、認知症サポーター講座につきましては、市内の小学4年生もしくは5年生に引き続き開催していくことに加え、一般企業やサービス業者、消防署、

警察署等でも需要が高まっており、こちらにおいても随時要望に応じ開催していく予定でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） サポーターを養成していくわけなんですけれども、さらにその活躍の中身を充実させていくということが課題ではないかというふうに思うわけです。全国的にもさまざまな取り組みが実践されておりまして、例えば「子供の110番」という看板が今地域に掲げられておりますけれども、その看板のように大きめのオレンジの輪を掲げて「認知症サポーターの家」、また理解を得られる家などに掲げて地域ぐるみでサポートの意思表示を行っているところも、地方の中で出てきていると聞いております。この認知症サポーターの養成と今後の活動について、さらに充実した活動内容の展開が求められると考えますが、その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） サポーターの今後の活動につきましては、市に協力の意思を示している方に関してスキルアップ研修の実施や認知症カフェのスタッフとしての参加、認知症の人が地域で生活する場合の見守りへの協力等、鈴木議員の御質問にございますようにより身近な存在として活躍していただけるよう考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 今回国保の広域化の問題、それから認知症の問題について取り上げてまいりましたけれども、どちらも市民の福祉、命と暮らしを守るという大きな課題であります。問題が重大であって、職員の対応も大変とは思いますが、職員数の確保、スキルアップなど含めましてしっかりと対応をしていただきたいということを申し添えまして、質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で、鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時10分といたします。

午後3時58分休憩

午後4時10分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をいたします。

まず最初は、放射性指定廃棄物一時保管状況についてであります。

平成29年本年3月31日付で、環境省から放射性指定廃棄物の一時保管の資料が報告されました。昨年3月中旬から本年3月上旬にかけての調査期間での報告書であります。牛久市は、一時保管場所にある汚泥、これが9,800ベクレルとあります。この資料によりますと、汚泥では一時保管をしている10市町村のうちが一番高い放射線量になっております。この報告書に沿った審議が、あす衆議院の環境委員会で取り上げられることになっているようであります。共産党の塩川衆議院議員より、牛久市の考え方を参考にしたいとの連絡があり、本日の市の答弁を提供することになっております。したがって、明確な答弁を期待するものであります。

そこで質問、この資料にある保管場所、保管状況、強化策についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 利根川議員の御質問にお答えいたします。

放射性指定廃棄物の一時保管状況についての御質問にお答えいたします。放射性指定廃棄物は、2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質を含む廃棄物の中で、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき環境大臣が指定した1キログラム当たり放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える焼却灰や下水汚泥等でございます。指定廃棄物に指定されたものについては、法に基づいて廃棄物が発生した都道府県内で国の責任のもとで処理することとなっております。

現在福島県を初め、先ほど議員さんのほうからも御紹介あったとおり11都県で18万9,203トンが保管され、茨城県でも11市町に3,535.7トンが、牛久市では0.2トン、200キログラムが民間施設に保管されている状況でございます。

保管場所についてでございますが、環境省で定めた「指定廃棄物関係ガイドライン」に基づき、環境省と保管している事業者間で保管場所を定め、現在も公表されている情報のとおり民間施設での保管となっております。放射性指定廃棄物を所管する環境省に再度確認したところ、風評被害などを考慮して環境省において公表はしていない状況でございます。

それから、保管状況につきましては、先ほどのガイドラインの中に出てきます保管している廃棄物が飛散したり流出をしたりしないような措置、それから雨水や地下水の浸入を防止するなどの基準があるんですが、そちらの基準に基づき保管をされております。

また、環境省のほうで毎年1回程度ガイドラインの保管基準を順守し、適正に管理されているかどうか現地確認をし、放射能の測定、それから空間線量率も測定して、周囲への影響も確認しております。

現在の状況は、そういう状況でございます。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 当初、じゃあ一時保管するに当たって住民説明会というのは行われたのかどうか、お尋ねします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 住民説明会は行っておりません。除染と同じですので、廃棄物は出たところで保管ということになりますので、そこに廃棄物があるかどうかというのはこの場合環境省のほうで公表しておりませんので、住民説明会ということは行っておりません。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 昨年の2月4日に、環境省のほうで茨城県のこの放射性廃棄物の一時保管ですね、関係14市町村の首長を集めて会議が行われました。当日は根本市長も出席されたとのことですが、その中の会議の議事録で、根本市長は就任して4カ月ほどでなかなか具体的なことは難しかったとは思いますが、お隣の龍ヶ崎の市長は「一時保管に関しては受け入れられない」というスタンスをずっと示していたというふうに前段で述べております。そして、その中で「地元住民に指定廃棄物に対する不安を乗り越えて、それで耐えてもらう。説明会をして、同意を得た。そして一時保管をしている。これは龍ヶ崎として苦渋の決断であった」と。龍ヶ崎の線量は、牛久よりずっと少ないわけですよ。それで、龍ヶ崎でこういった形で一時保管をしている。しかし牛久では、一時保管の場所も知らない、住民の説明会もしていないということなのですが、これはどういうことなのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 龍ヶ崎の場合、多分利根川議員のお手元にあると思うんですが、全部で14市町村の中で公的な施設の場合に公表しております。そのうち民間施設が4つありまして、鹿島市、それから高萩市、それから茨城町、こちらの施設につきましては同じように公表しておりません。先ほどの龍ヶ崎のじんかい処理の関係で出たトン数なんですけど、181.5トンということで置き場にとても困っているという話を以前から聞いております。線量の問題も確かにあるとは思いますが、牛久の場合はコンクリートの倉庫の中でありまして、御存じだと思うんですけども放射線を遮蔽できる状況になっています。それを環境省のほうでも確認をしております。線量も1年に一度くらいの割合で現場のほうに来まして測定等をしておりますので、あと先ほど懸念される水が入ってくる場所、塩川議員が昨年質問されていると思うんですが、国会のほうで質問されている内容は鬼怒川の氾濫のことを懸

念されるということで、「保管場所、これで大丈夫か」という御質問されているようですが、今回牛久市の場合は例えば雨水とか、あと川も近くにありませんので、そういった心配はないということで一応強化策としては追加措置をしなくても大丈夫だろうということで、環境省のほうからいただいております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 昨年の2月4日の環境省でのこの14市町村の会議で特に議論になったのは、この放射性廃棄物については国が責任を持って処理をするということで一時保管だったのが、5年たった時点で再度長期的に保管するという方向が環境省のほうから出たようですね。それに対して、14市町村のほから「話が違うだろう」というような意見もたくさん出ているわけでありまして。龍ヶ崎の例をもうちょっととりますと、国が必ず責任をとってくれるからということで、現在までも説明をしているということなんですよね。ということは、環境省がうそまでいかないですけども、そういった方向で転換したと言わざるを得ないと思うんですが、今の答弁ですと牛久市は龍ヶ崎に値しないというふうにあるんですが。

昨年の2月4日の会議の中で「一時保管に係るさらなる安全の確保について」という項目があります。「現在、県内10市町15カ所にて指定廃棄物等を一時保管している。現地での保管を継続する場合には、処分までの保管期間、一時保管場所の災害リスクなどを踏まえ、災害対応や住民のさらなる安心を目的とした保管強化、遮蔽の徹底を、8,000ベクレルを超える指定廃棄物等に対して必要に応じて行う」とあります。この8,000ベクレルというのは、牛久市は9,800ベクレルですから当然これを超えているわけです。保管強化、遮蔽の徹底の例ということで、ボックスカルバートの設置ですね。コンクリートボックスなどへの入れかえ、コンクリート構造の堅固な既存の施設への移送ということ、これを環境省のほうでは提案しているわけですね。それで費用負担については、国が費用を負担するというふうにあるわけです。

今回、ことしの3月31日に出た牛久市の9,800ベクレルという高い線量の問題に対して、私は保管に係るさらなる安全の確保に適用されると思うんですが、その点についてどうなのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、一つ訂正をさせていただきます。「量的に少ないから、大丈夫だ」という話ではありません。ただ、あくまでも「管理する上で、量的に少ないから管理がしやすい」という、それだけのことです。

それから、もう1点。先ほどの遮蔽のお話でございますけれども、先ほど私どもで申し上げ

たとおり、私も現場見てきていますけれども、コンクリートの倉庫になっていますので、遮蔽率はとてもいいものだと思います。先ほど追加措置の話が出ていたと思うんですが、追加措置については線量率、周りへの影響によって追加措置をするということになっています。多分そちらの資料に書いてあると思うんですけども、追加措置の必要がある場合というのは、線量率を図ってその線量率がバックグラウンドを上回っていたという、そういう状況のときに特別な措置を講じるということになっていますので、現在のところ環境省のほうから数値はいただいているんですが、バックグラウンド並みだったという測定結果の報告をいただいておりますので、そういう結論になっているということだそうです。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 昨年の5月24日の環境委員会で、質問に対する答弁で環境省のほうは、「保管自治体と個別によく相談をしていく」という答弁をしているんですね。「環境省と民間業者でやっているから、牛久市は関知しない」というふうに私は聞こえるんですが、この問題については先ほど言いましたように、汚泥については茨城県で一番線量が高いんですよ。そしてまた、保管している周辺で測定結果が1ミリシーベルト以上であってはならないというふうになっているわけですね、人体に影響する。そういったことも、何ら報告されていないんですね。当然、これは地元自治体として牛久市が出した汚泥ですから、それを環境省任せというのは私はいかななものかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 利根川議員の御質問にお答えいたします。

環境省が毎年確認に来るときには、私どものほうでも立ち会っておりますので、全く先ほど議員さんが言われたような無縁だということではないと思います。

それから今回の件につきましても、私のほうで直接環境省のほうに問い合わせをしまして確認をしておりますので、現場のほうも見させていただいておりますので、御心配のようなことはないと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 住民説明会をしなくていいという判断、そしてまたその指導は環境省の考え方ですか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 済みません。環境省のほうで場所の特定をしないという方針に従って、説明会ということを行えないと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） もう一度確認します。地元説明会を行わないというのは、環境省の指示ということでよろしいでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 明確な指示というのはいただいておりません。ただ先ほど申し上げたとおり、保管をしている事業者のほうの風評被害もありますので、安全という言葉はこの場合適さないと私も思いますが、現場が確認できている以上住民説明会という形にはできないというふうに私は思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 風評被害という問題についても、環境省のほうからいろいろな資料が出ていると思うんですが、そうしますと環境省の指示ではないということ、じゃあこの判断で地元、これはどのような形でも今の答弁ですと漏れないというふうに言われていますけれども、100%漏れないというのはなかなか信用できない問題があるんですよ。ですから、当然地元の説明会というのは必要だし、どこに保管しているのかというのもやはり牛久市全体の問題として捉えるべきだし、どこから出たのかそれはわかりませんが、牛久市内の汚泥だとは思いますが、先ほど言いましたように、汚泥では14市町村の中で一番高いものが、いまだに牛久市内が一番高いんですよ。また飛灰とかそのほかを比べると、14市町村の中で4番目に高いんです。ですからそういったところでいけば、やはりこういった高濃度のものを一時保管していると、そしてこのような形で環境省の指示で外には漏れないということ、そしてその線量の調査結果、それもやはり少なくとも1カ月に1遍ずつぐらい公表していくべきだというふうに思うんですが、その点についてもう一度今後の方針等を含めてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今後の方針でございますが、昨年2月に開催された指定廃棄物保管をしている県内14市町で構成する第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町会議において、茨城県における指定廃棄物の処理方法について現地保管の継続、段階的処理の方向を決定しておりますので、状況を見ながら段階的処理について国及び茨城県と協議しながら進めていきたいという考えでございます。私もこの会議に出席しまして、副大臣がたしか来られたと思ったんですが、そのときの説明によってもやっぱり正確な明快な答弁は出なかったような気がいたします。ある程度は市町村にお任せする、いい迷惑、割を食うというのは各市町村にございますので、

早くにこういうことをされて、非常にまた風評被害ということもそういう要素がございますので、なるべく早く国のほうで処理をするのが私は一番適当なことだというふう感じております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 今市長も言われた昨年の2月4日の会議で、その中で議事録は私のところにもあるんですが、各市町村でやはり国の責任ということ、そして「一時保管というものはなるべく早く解消しろ」というようなこと、しかし「現状ではやむを得ない」ということで了解をしているんです。特に龍ヶ崎の市長も、一時保管は認められないというのは龍ヶ崎の一貫した考え方だと。それで、環境省のほうは一時保管というものを「皆さんが要求したからやった」みたいな言い方を、この会議の中でしたそうですね。そうしたら、それに対して各市町村長から苦情が出て、結局は環境省が謝って、今後各市町村が一時保管をお願いしたということは言わないという約束も、この2月4日の会議でしているんですね。

ですから、国の責任というのが大きいんですよ。その国の責任において、牛久市にある9,800ベクレル、約200キログラムですか、これの処理の問題も含めて早急にやらなければならない問題だと思います。そして、環境省が責任を持って地元説明会をすべきだと思います。この点につきましては、要望としておきます。この旨は、あしたの衆議院の環境委員会のほうでも少し参考に取り上げられるのではないかと思います。

続きまして、通学路の安全対策についてであります。

新1年生もようやく学校になれてきたことと思います。幸い現時点では登下校中の事故もなく、各関係者も安堵しているのではないかと思います。

文部科学省や国土交通省から、通学路の安全対策に通達が出ております。これを言い換えれば、登下校中の交通安全対策は行政、教育委員会、学校の責任と受け取れます。どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 市内の小中学校におきましての登下校時の児童生徒への安全対策につきましては、今立哨や見守り・交通安全指導などを行っております。これら安全対策については、PTAや子供会、ボランティアの方々など多くの方の協力を得て実施しているところでございます。また、登下校時の児童生徒についての責任というのは学校の管理下にございますので、教育委員会としては児童生徒の安全確保について責任を持って努めているということでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 文科省、そしてまた国土交通省は、先ほども言いましたように通学路の安全対策の充実、通学路の条件、交通事故防止等に係る安全確保のための方策というようなものを、各市町村に通達をして送っていると思います。そのような中で、今各小学校ですか、保護者に交通整理を任せている箇所も結構多いと思います。これについて教育委員会、学校がPTAまたは保護者に要請をしているのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 登下校中の安全対策につきましては、先ほどの質問でもお答えしましたとおりPTAやボランティアの方々など、多くの方の協力を得て行っております。この安全対策につきましては、ほとんどが協力者の善意で主体的に行われているというのが現状でございます。PTAなどでは校外の指導委員会の事業として実施している場合もございます。学校側からは、依頼ではなく協力をお願いしております、PTAとの話し合い等の中で実施しているというようなことになっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 国土交通省と文科省で、平成28年11月28日に「通学路の交通安全確保に向けた取り組みのさらなる推進について」という項目の通達が出ております。この中で、確かに「通学路に関し保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項」という形で示しております。国交省や文科省は、認識を保護者もすべきだけれども「保護者に協力を求めるべきだ」というふうには書いていないんですね。指示していないんですよ。そういったことについて、教育委員会のほうとしてはどう考えるのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 協力していただいているPTA等の役員の方々等につきましては、一応こちらから「御協力をお願い」ということございまして、今後市といたしましてはそういう方々に対して、いろいろな研修ですとかそういうものも含めて考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この保護者による交通整理の問題については、これまで多分教育長に私は何度も質問してきております。染谷さんは初めてだと思うんですが、その都度「学校や教育委員会では、PTA・保護者にお願いはしていない。あくまでもボランティアだ。また、善意でやってもらっている」ということなんですね。善意でやってもらっていて、事故が起きたら誰が責任をとるんだと。

国交省・文科省でいろいろな通達が出ているということは、ここのところ通学路に車が突っ込むということが何件もあって、そういったことから国のほうとしては安全対策についての強化というものを通達をして、出しているというふうに思います。実際に、これまでは保護者に対する交通安全の研修とか何かは一切やっていないというふうに今受け取れたんですが、それでよろしいでしょうか。そしてまた、何かあった場合の緊急時の連絡方法ですね。私は、これも何度も取り上げてはいますが、答弁はなかったんですね。実際にお母さん方がそのようなパニックのような状況になった場合、どうするのかというようなこともあわせて、これは教育委員会・学校で当然考えるべきですけども、この点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 協力依頼ということでやっていただいている部分もごさいますが、当然のことながら立哨している中でいろいろな事案、交通事故なり子供のけがですとか、いろいろな部分で緊急性のある部分もあると思います。そういう場合、当然通報体制ということはしっかりと確立しておくことは必要であるというふうに考えておりますので、今後学校でそういうPTAの方ですとか、地域の方々にお願いする場合には、それなりのしっかりとした研修なりなんなりということを含めてやっていくということが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 危険箇所の安全対策については、基本的には警察が責任を持って行うべきだというふうに考えているわけですけども、市内の通学路の危険箇所ということになると、例えば牛久警察だけで責任を持てるかといったら、これはもう難しいのは当然わかります。そのような中で、各学校では見守り隊とかボランティアで安全対策をしていると思いますが、見守り隊というのはちょっと数カ月前にこの見守り隊の人がそれなりの事件を起こして大変だったと思うんですが、これらの安全対策、統一的な対応策として何らかの統一的な考え方、対策を持つ必要があるのではないかと。これまで、警察がだめならば交通安全協会というような方向を言ってきたわけでありまして、そういった中で一つ考えられるのがシルバー人材センターへの委託という問題、これは検討の余地があるのではないかと思います。

今見守り隊とかボランティアで出ている方が、シルバー人材センターに加入していただければ、当然賃金が出るわけでありまして、その点についてもいい方向に行くのではないと思うんですが、これは提案であって「すぐやれ」ということではないし、できるものでもないというのは十分わかっております。検討の余地はあると思うんですが、この点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 通学路の安全対策につきましては、繰り返しになりますけれども多くの方々の善意と日々の努力によって支えられております。保護者やボランティアの方と学校、教育委員会が連携して、児童生徒の安全を守っているという状況でございます。

こういう立哨活動、見守り活動の委託につきましては、市内全ての小学校での立哨地点数と参加人員数、及び見守り等の人員の現状、これを確認した上で、かかる予算の検討及び人員の確保を含めまして、シルバー人材センターで事業を引き受けることができるのかどうかの検討をする必要があるというふうに考えております。ただし、現時点で委託することは難しいというふうに思っております。

あわせて、地域の方が自分たちの地域の子供を自分たちの手で守るということで、市民相互の連携につながり、自然災害時等における市民相互の連携、助け合い、こういうものにも大きな効果が期待できると考えますので、今後とも地域の方や保護者と連携し、協力しながら児童生徒の安全を守っていききたいというふうに考えます。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 先ほどの利根川議員からの御質問で、保護者・PTA等に街頭の交通の指導をしていないというようなお話があったんですが、牛久市では牛久市交通少年団というのが小学校の4・5年生の皆さんが入団しておりまして、毎月1日・10日・20日にはベレー帽とスカーフをつけて、交通安全を守りながら登下校しているということをやっているんですが、その交通少年団の活動の中で毎年6月、本年であれば6月15日に下根の牛久運動公園のメインアリーナのほうでPTAの校外指導委員会の委員の方に集まっていたいて、例年150から160人ぐらい集まると思うんですが、交通防災課に所属している強化員が立哨の仕方、横断歩道の渡し方、仮に事故になった場合等の対処の方法とかを教育しているような状況であります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 大分前になりますけれども、東京では「緑のおばさん」という方がいて、何年かで廃止をされたんですが、これは東京都の職員としてやっておられたというふうに聞いております。また、今の答弁ですと、何らかの形の協会による研修もやっているということですが、どこでもPTA総会とかというものがあるので、各学校でそういった方向、そういうところに出られる人はいいかもわからないんですけども、出られない人、参加できない人が立哨当番をやるという、例えば私のうちも立哨当番をやりましたが、2人とも勤めていてそういうものは一切出られないというような状況ですよ。ですから、何らかの形でその都度子供だけではなく、保護者にも十分行き渡るようなような形の研修もぜひお願いした

い。そしてまた、交通安全対策については行政が責任を持ってやっていただきたいと思います。
続きまして、メガソーラー発電の設置についてであります。

遊休農地や森林伐採などで、メガソーラー発電の設置がここのところすごく目立っております。この設置について、自然環境・生活環境に対する市民からの苦情はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えいたします。

太陽光発電設置に伴います苦情ということでございますが、現在のところ設置に伴う苦情としてこちらには入っていないという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 苦情はないということですが、全国の県及び市等ではいろいろな規制を行っているようでありますが、牛久市において茨城県も含めソーラー発電設置に対する規制についてどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 太陽光発電の設置に対して、どういう規制指導があるかという御質問かと思えます。太陽光発電施設につきましては、電気事業法に基づき経済産業省の認可を受けたものについては開発行為の対象外となるため、直接規制する方法はないのが現状でございます。

茨城県は、平成28年10月1日より「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を施行し、出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設を設置する事業者については、事業着手に先立って市町村宛てに太陽光設置事業の事業概要書、これを提出することを求めています。

この県のガイドラインは、太陽光発電施設の事業者が市町村やその設置される地域住民の理解の上で、太陽光発電施設を適正に設置・管理することで地域社会と共生が図られ、太陽光発電事業を円滑に実施することを目的としております。また、設置に当たっての手续や施工に当たって配慮すべき事項等を示し、事業者に自主的な取り組みを求めています。

牛久市におきましては、県のガイドラインに基づき事務取扱基準を策定し、事業者を指導することとしております。事業者は、先ほども申し上げましたが、太陽光設置の事業を示す事業概要書の提出に先立って関係各課との協議や、また地元関係者への地元説明会を行うこととしております。

関係各課の協議につきましては、森林法や農地法などの関連法令を担当する各課や県とも協議をし、その結果を事業概要書に添付して牛久市の建築住宅課に提出をしていただくことにな

っております。また、環境保全対策についても、関係法令担当部署と協議をして、必要な届け出・許可は全て済ませていただくこととしてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） これも環境省なのですが、昨年4月、「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例」というものが出ております。その中で、「地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになりました。このような影響は地域の状況に左右される面もあり、現場をよく知る自治体の対応が効果的な場合も多いと考えられます」ということで、各自治体の取り組みを述べられているわけですが、この中で一つ例に挙げられるのは札幌市ですね。太陽光発電の工作物の建築、宅地の造成、樹木の伐採に該当する行為として、「緑の保全と創出に関する条例」の対象としてある程度規制をしているということですが、牛久市においては牛久市景観まちづくり条例の中に対象とすることができるのではないかとこのように思いますが、その点についてはどうなのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

景観や緑地の保全を目的に、現ガイドラインにおきまして設置が適当でないエリアを定めてございます。当市におきましては、牛久沼の近郊緑地保全区域、また景観計画に指定した重点地区、こちらが該当してございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ぜひ条例等に記載できるように検討していただきたいと、早急には無理だと思うんですが、お願いをしたいと。例えば札幌市ですね。里地地域では整地の周囲の境界から10メートル幅、居住系・業務系市街地では道路境界線から6メートルの幅をボーンサエリアとして、緑地の配置を誘導する方策をとっているということです。

例えば、ここのところ突然始まった東岡見、以前の第10東宝ランドですね。住宅の周りの木が全部切られてメガソーラーが来たわけですが、これは夏とか非常にこれまである程度の環境があったところがメガソーラーになってしまったということで、今後大きな影響が出るんじゃないかと思うんですが、このようなことをなくすためにも札幌市のような事例というものは当然検討できると思うんですが、これらも含めて検討するよう、これはお願いをいたします。

検討したらどうか、またちょっとたってから質問しますので、ぜひよろしくお願ひしますね。1回聞いたきりで、「検討する」といっても何とかしないということはないので、よろしくお

願います。

続きまして、議会図書についての考え方であります。地方自治法第100条第19項について、執行部の考え方をお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 議会図書室につきましては、地方自治法第100条第19項の規定により、「議会は議員の調査研究に資するため図書室を附置し、政府や都道府県から送付を受けた官報、広報及び刊行物等を保管しなければならない」として、設置が義務づけられているところでございます。その管理等につきましては、地方自治法第104条に規定されている議会の事務の一つとされているところでございます。

本市の議会図書室につきましては、執行部との共用でございまして、場所を議会事務局の隣に設置し管理をしているところでありまして、閲覧用の机と椅子を設置しております。現在、事務室、会議室を含め庁舎自体が手狭となっておりますことから、議会図書室につきましては引き続き執行部との共用での使用をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 議会図書室についても、これまで何回も質問をしてきました。その都度必要だというのは執行部は認めているんですが、全くそれに対して対策をしようとしません。前市長も必要だということで、「設置を検討する」というようなことであつたんですが、「検討したけれども、だめだった」というようなことなんじゃないかと思うんですが、実際に今言われたとおり確かに図書室はあります。あれは議会図書室じゃないですね。共用と言っていますけれども、共用になっているかどうか。100条の20項については、「議会の図書室は、一般にこれを利用させることができる」ということですね。じゃあ、あそこにあるものを一般の人が実際に来て閲覧できるかどうか、これは大変疑問に思うんですが、この点について一般の人が利用できるような図書室という認識があるのかどうかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいま議員の質問の中にありました地方自治法第100条20項でございますね。こちらの中で「一般の人にも利用させることができる」ということになっておりますが、依頼があれば閲覧等していただくことは可能だと思います。保管しているものが多くないという現実がありますけれども、実際閲覧の希望というような実例はないと思っております。現実的には、そういった何らかのものを一般の方が調べたいということになった場合には、現実的には図書館のほうを御利用していただいているところだと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 議会図書室と中央図書館は、全く機能が違うんですよ。特に、じゃあ一般の方が「官報、広報、刊行物を見せてくれ」と言ったときに、あそこに入っすぐわかるような状況になっていますか。私らだって、あそこで探すの大変ですよ。これはもう、議会図書室というのは当然必要なものです。特に、今議会のほうでは議会改革、開かれた議会ということで特別委員会設置をして、議会基本条例等を制定しながら今進めているわけでありましてけれども、二元代表制のもとで議会活動の活性化のためにも、官報や各省庁の通達、広報、そして資料の収集の必要性と、そしてまたそれを我々議員にも閲覧しやすくする。議員も閲覧しづらい図書室なんていうのはないですよ。で、一般にも公開するという、これは当然優先順位として考えていただきたい。

二元代表制ということをよく理解していただいて、議会と執行部とこれは違うわけですから、議会のほうからも何年か前に図書室の要求は議長名で出してあります。そういったこと、全て黙認されているんですよ。ないということじゃなくて、どうするのかと考えるのが、議会からの要請に対して考えるのが執行部の責任だと思います。それが二元代表制の一つのルールだと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいまの御質問の議会図書室、執行部との共用となっておりますけれども、こちら大変探しにくいというようなお話がございました。先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり、地方自治法の第104条の規定によりまして図書室の管理も議会事務の一つとなっておりますことから、執行部も議会とともに整理整頓に努めていければと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 議会の図書室共用で、議会事務局がそれを管理しているというのは私初めて聞きましたけれども、例えば官報を見るのにどこにあるかわからないんですよ。今はパソコンによって、コンピューターによって管理できるようになりましたから、そこにパソコンを入れてインデックスをつくりながら各官報を閲覧できる、そしてまた広報や各省庁通達等を見られるようにする。私たちは、議会で一般質問をするときには各省庁の例を取り上げるのは、ほとんど各省庁のホームページから取ってくるわけですよ。そういったものを見やすくするというのも、やはり議会図書室の一つです。これをするによって、議会と執行部の活性化というのがあると思うんです。

今後、そういった形で議会図書室を最優先に考えていただきたいというふうに思うんですが、

最後に申しわけないんですが市長も議員の時代があったと思いますので、この議会図書室についての考え方をお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も重々それは必要だということを感じております。ただ、どうしても今この議会棟は非常に手狭でございまして、会派室も来月にちよつとつくるということで、またパウダールームも欲しいという女性の議員の方も多うございまして、またそのほかになくてはならないもの、それは重々わかります。ただ先ほど利根川さんも言われました、パソコンとかそういうものを利用することによつてもうちよつと使い勝手がよくなるんじゃないかという話をいただきました。皆さんのお知恵をいただくことによつて、手狭だけど皆さんが使いやすいという場ができればと思っていますので、何か御意見ございましたらひとつよろしくお願ひします。

○議長（板倉 香君） 以上で、利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後5時04分散会